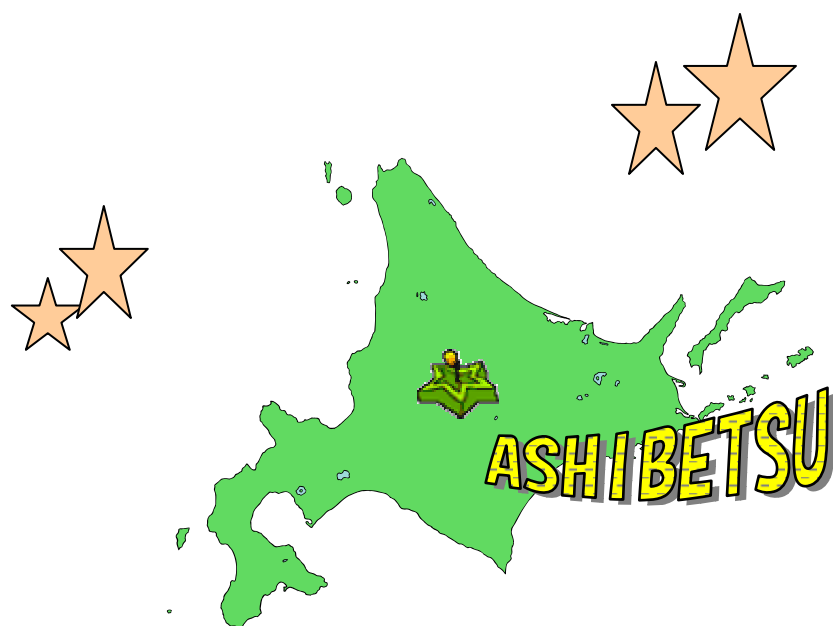


芦別市食育推進計画

～食で育む「健やかな心とからだ」あしべつ食育プラン～



芦 別 市

はじめに



食は生きるための基本であり、私たちの日々の生活に欠かせないものです。

しかし、近年、健康志向や食の安全・安心に対する関心が高まる一方で、食生活の乱れや生活習慣病の増加など、健康への影響が深刻になっています。

このような中、国は、平成17年6月に食育基本法を制定し、国民が将来に渡って豊かな人間性を育み、生きる力を身につけるため

には、何よりも「食」が重要であり、「食育」を知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけました。

これを踏まえて、芦別市においても、市民一人ひとりが食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することを目指し、食育を総合的・計画的に進めるため『芦別市食育推進計画～食で育む「健やかな心とからだ」あしべつ食育プラン～』を策定しました。

この計画は、家庭、保育所、幼稚園、学校、地域、生産者、事業者、行政などが相互に協力・補完し合いながら社会全体で食育に取り組むための指針となるものです。

大切なことは、市民が一丸となって健全な食生活を実践し、明るく元気な地域社会を作っていくことであると考えています。幸い、私たちの暮らす芦別は、自然のめぐみが豊かなまちです。新鮮で安全な農作物が生産されています。こうした地域特性を生かした食育を計画に基づき、市民や関係団体の皆様と連携し、市民運動として推進してまいりたいと思います。

終わりに、計画の策定にあたりまして、食育アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様をはじめ、熱心なご審議を重ねていただきました芦別市食育推進会議の委員の皆様並びに関係機関・団体各位に心からお礼を申し上げます。

今後とも計画の推進にあたりまして、なお一層のご支援とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

平成20年3月

芦別市長 **林 政 志**

目 次

| | |
|----------------------------|----|
| 第 1 章 芦別市食育推進計画の策定にあたって | 1 |
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の位置づけ | 2 |
| 3 計画の期間 | 3 |
| 4 計画の推進体制 | 3 |
| 第 2 章 芦別市の食の現状と課題 | 4 |
| 1 朝食について | 4 |
| 2 間食について | 5 |
| 3 孤食について | 6 |
| 4 中食について | 8 |
| 5 食生活について | 9 |
| 6 食育について | 12 |
| 7 芦別市の食文化について | 14 |
| 第 3 章 食育の基本方針 | 17 |
| 第 4 章 食育推進の重点目標 | 19 |
| 第 5 章 ライフステージごとのテーマと関係者の役割 | 20 |
| 1 妊娠期 | 20 |
| 2 乳幼児期 | 21 |
| 3 学齢期 | 23 |
| 4 青年期 | 25 |
| 5 壮年期・中年期 | 27 |
| 6 高齢期 | 28 |
| 第 6 章 食育に関する取組の方向 | 30 |
| 1 家庭 | 30 |
| 2 保育所、幼稚園、学校 | 30 |

| | | |
|---|---------|-----|
| 3 | 地域 | 3 1 |
| 4 | 生産者・事業者 | 3 1 |
| 5 | 行政 | 3 2 |

第7章 食育推進の目標

| | | |
|---|-----------|-----|
| 1 | 目標の考え方 | 3 5 |
| 2 | 食育推進の数値目標 | 3 5 |

参考資料

| | | |
|---|----------------------|-----|
| ・ | 芦別市食育推進計画策定の体制 | 3 7 |
| ・ | 策定経過 | 3 8 |
| ・ | 食育基本法 | 4 0 |
| ・ | 芦別市食育推進会議条例 | 4 7 |
| ・ | 芦別市食育推進会議委員名簿 | 4 8 |
| ・ | 芦別市食育推進計画庁内検討委員会設置要綱 | 4 9 |
| ・ | 芦別市食育推進計画庁内検討委員名簿 | 5 0 |
| ・ | 芦別市食育アンケート調査概要 | 5 1 |
| ・ | 用語解説 | 5 2 |

第1章 芦別市食育推進計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わたしたちが住むまち芦別は、豊かな緑と水に恵まれ、大陸性の比較的温暖な気候と生産者の努力により良質な農作物などを育てています。家庭の食卓では、栄養豊富な地場産の食材で作られた料理を囲み、親から子へ、子から孫へと会話を通して食生活に大切なことを教え学び、健全な心身の成長を育ててきました。

しかし、時代の流れとともに食生活をめぐる環境は大きく様変わりしています。社会産業構造の変化により、それぞれ個人が中心の生活スタイルとなる一方で、手軽で簡便な食料品が店頭に並び、誰でも自由に食を選択できる時代になりました。こうした中で、食を大切にする意識が次第に薄れ、朝食の欠食に代表される食習慣の乱れや栄養の偏りが見受けられるようになり、ひいては肥満や生活習慣病の増加による健康への影響が問題になっています。また、BSEの発生や食品の偽装表示などに見られる食への安全性も危ぶまれています。

国では、国民が健全な心身を培い豊かな人間性を育む食育を推進するため、施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、平成17年6月に食育基本法を制定しました。

本市においても、市民一人ひとりが、健康で豊かな生活を送るうえでの原点が日常の食生活であることを再認識し、食への感謝の気持ちを深めていかなければなりません。そして、食に関する知識と食を選択する力を習得して、自ら健全な食生活や食習慣を実践していく必要があります。また、本市の伝統的な食文化を守り、次の世代へ継承していくことも大切なことです。

そのため、家庭、保育所、幼稚園、学校、地域、生産者、事業者、行政などが相互に協力、補完し合い、市民の豊かな人間性を育むことを目指して、本市にふさわしい食育推進計画を策定しました。

2 計画の位置付け

本食育推進計画は、食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画として位置付けます。

この計画は、一人ひとりの健全な食生活の実践を通して豊かな人間関係を育むことを目的とする食育を推進するための基本的な考え方を明示して、食育を具体的に推進するための総合的な指針として策定しました。

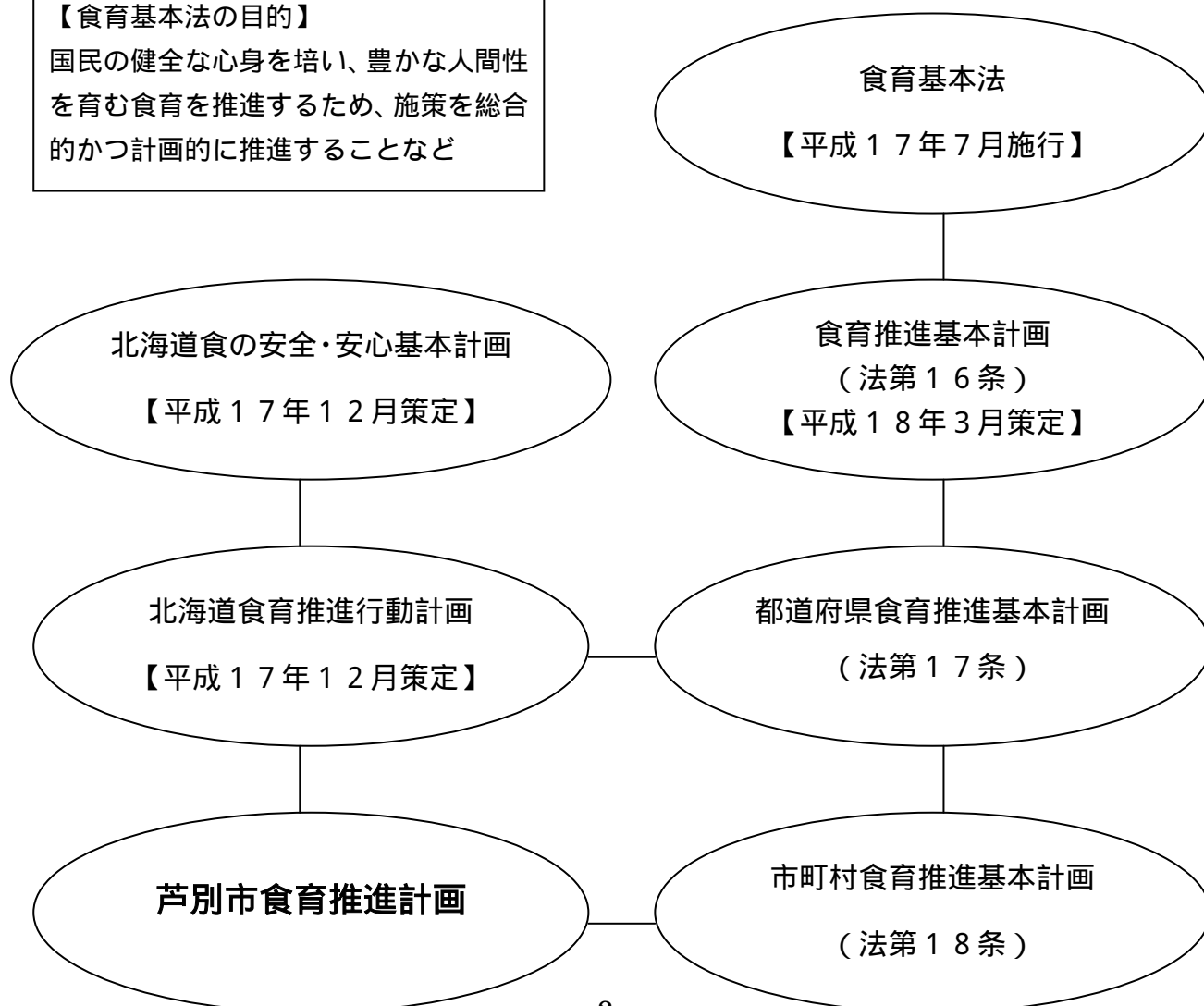
【食育基本法】(抜すい)

(市町村食育推進計画)

第18条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(市町村食育推進計画)を作成するように努めなければならない。

【食育基本法の目的】

国民の健全な心身を培い、豊かな人間性を育む食育を推進するため、施策を総合的かつ計画的に推進することなど



3 計画の期間

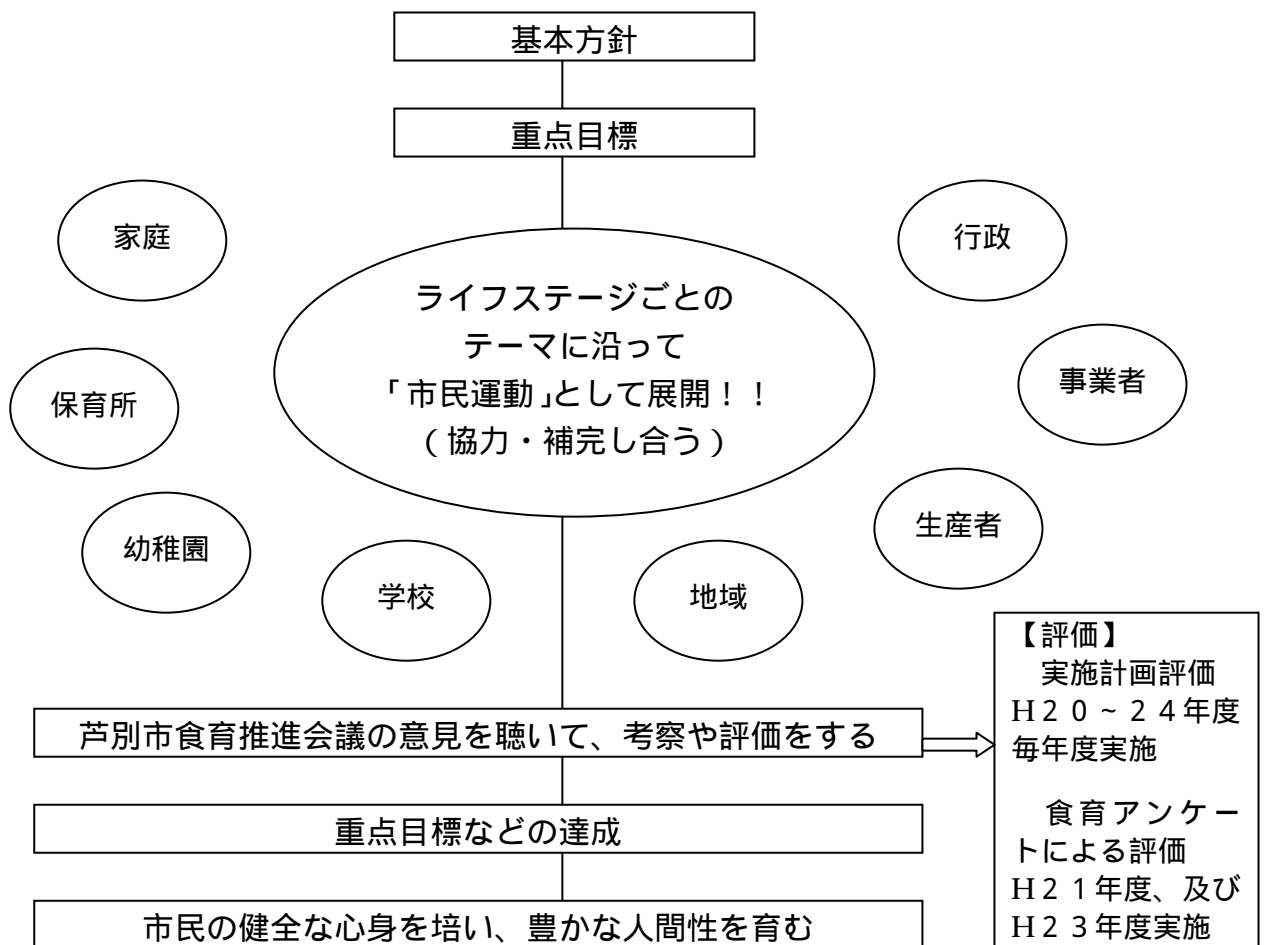
この計画の期間は、平成20年度から平成24年度まで5年間とします。

社会経済情勢の変化などによって、計画の変更が必要になった場合には、芦別市食育推進会議の意見を聴いて見直すこととします。

4 計画の推進体制

国では、食育に関して、地域の特性を配慮し、様々な団体などの参加による「国民運動」として推進していくことを期待しています。

本市の食育についても、家庭、保育所、幼稚園、学校、地域、生産者、事業者、行政などのそれぞれの立場の自発的意思を尊重したうえでお互いに協力・補完し合いながら「市民運動」として推進し、総合的に共通する重点目標を達成することを目指します。



第2章 芦別市の食の現状と課題

1 朝食について

【要点】

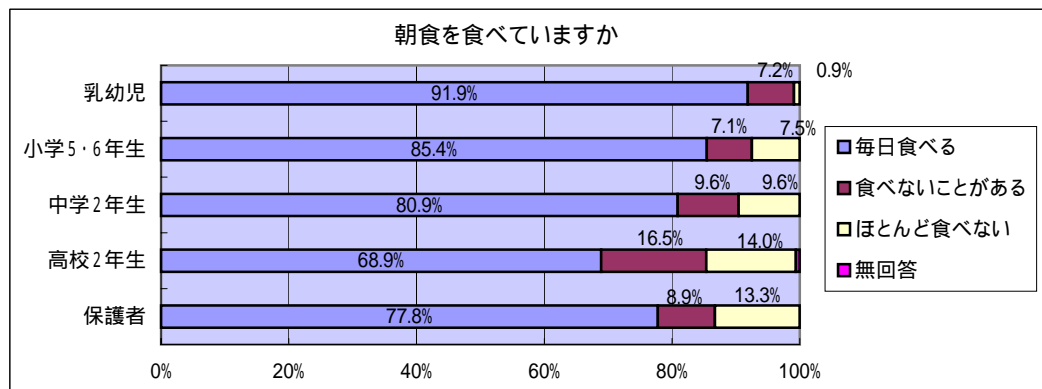
朝食を食べることは、生活リズムを整え、胃もそのリズムに順応することから消化酵素の働きも良くなり、消化がスムーズに行われます。また、「イライラ」「疲労感」「不快感」などもおさえてくれます。朝食を欠食すると、脳に糖が供給されず、体の活力が下がってしまうばかりか、残りの2食をたくさん食べてしまう傾向が強いため、肥満になりやすくなります。朝食をとり、元気な1日のスタートをきる事が大切です。

【現状】

「毎日食べる」は、乳幼児が最も高く91.9%、最も低かったのは高校生で68.9%です。乳幼児から高校生まで年代が上がるごとに率が低くなっています。

「ほとんど食べない」は、高校生が最も高く14%、次いで保護者が13.3%、その他の年代では0.9~9.6%となっています。

乳幼児は、全国と比較すると「毎日食べる」は高く、「ほとんど食べない」は低くなっています。平成16年3月実施の芦別市次世代ニーズ調査と比較すると「毎日食べる」は上昇しており、反対に「ほとんど食べない」は減少しています。



【課題】

全国との比較の結果、どの年代においても欠食0%という結果は得られませんでした。朝食を欠食することによる心身への影響を理解し、大切さや有効性についての知識を身につけ、朝ごはんを食べ、生活リズムを整えることが必要です。

【まとめ】

朝食は1日の活動をスタートさせる重要な食事です。早寝・早起きでしっかり食べるリズムを作ることが大切です。

2 間食について

【要点】

間食は、1日3回の食事でもとりきれない栄養素の補給として重要であり、また、生活の中に楽しみを与えるものでもあります。しかし、間食から多くのエネルギーを摂取すると、食欲不振や少食につながります。また、食べる間食の内容に注意しなければ、エネルギーや脂肪、砂糖、食塩などを多く摂取し、生活習慣病を引き起こす原因になる可能性もあります。内容や量に注意し、栄養補給や楽しみとしての役割を考えてとることが大切です。

【現状】

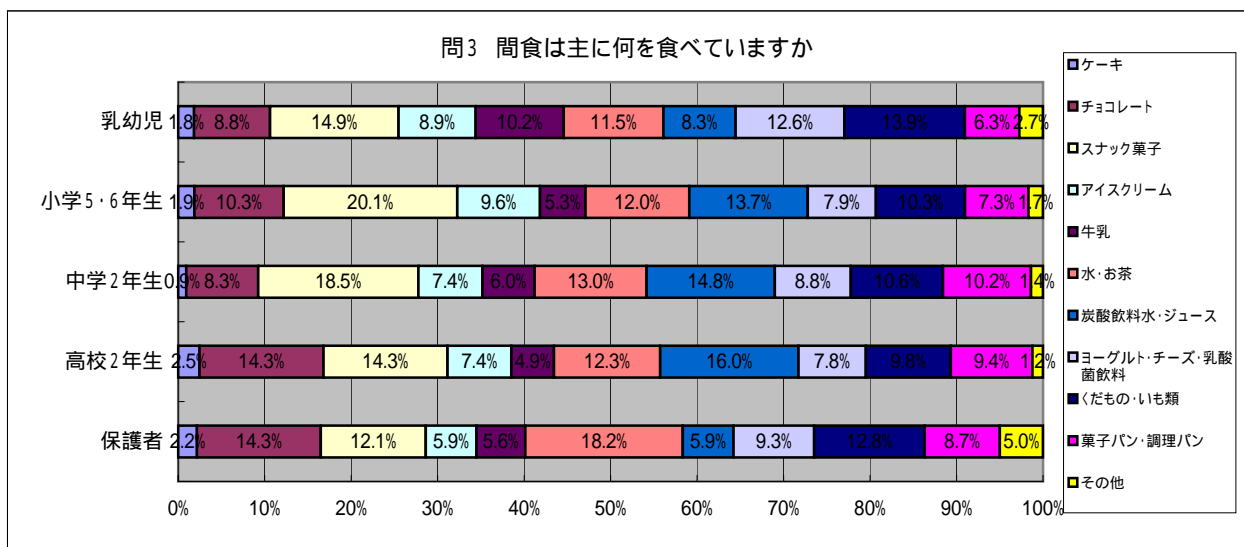
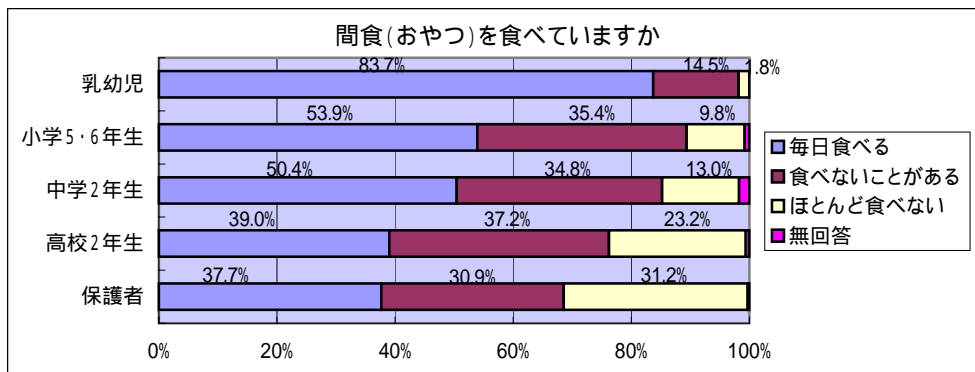
「毎日食べる」は、乳幼児で最も高く83.7%、次いで小学生と中学生で50.4～53.9%であり、年代が上がるごとに低くなっています。

間食を「ほとんど食べない」は、保護者の31.2%が最も高く、年代が下がるごとに低くなっています。

間食を「毎日食べる」と答えた人の飲み物の内容をみると、保護者と乳幼児を除いて「炭酸飲料水・ジュース」は「水・お茶」よりも率が高くなっています。

お菓子の内容では、どの年代においても「スナック菓子」の率が高く、小学生の20.1%が最も高くなっています。保護者と高校生本人では、高カロリーといわれている「チョコレート」が最も高く14.3%となっています。

「牛乳」は、乳幼児の10.2%が最も高く、その他の年代では4.9～6.0%と低くなっています。



【課題】

間食のとりすぎによる食事への影響や内容、適正量について、理解や知識を深め、バランスのとれた食生活の実践と、規則正しい食習慣を身につけることが大切です。

【まとめ】

バランスのとれた食生活を実践するために、間食の適正量を理解し、実践することが大切です。

3 孤食について

【要点】

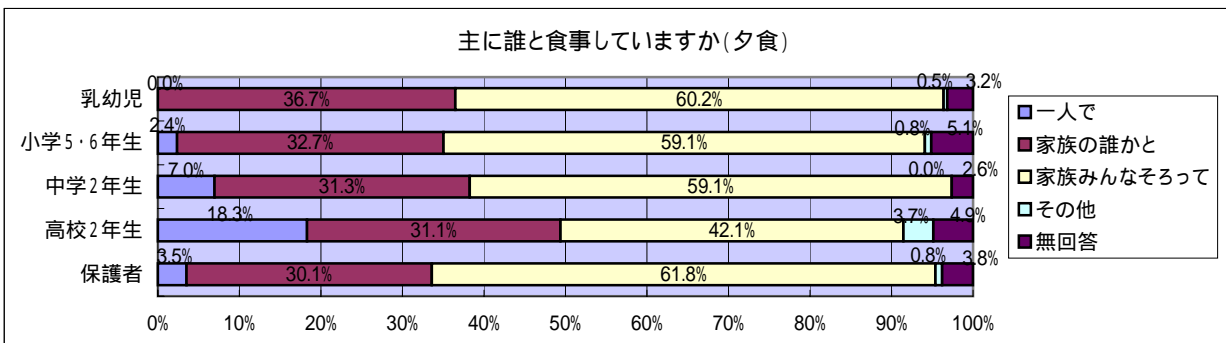
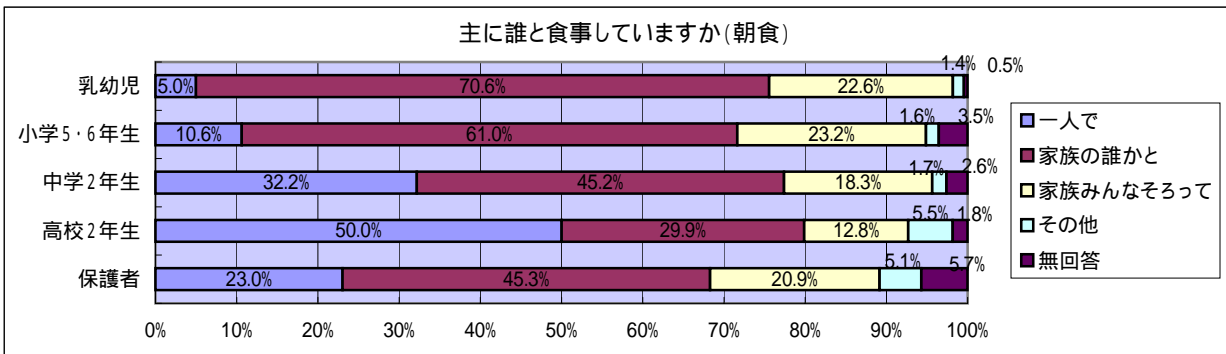
家族や親しい人との「食卓での交流」は、成長過程で人間関係を築くときの基礎になると考えられています。また、食事を楽しく食べることは栄養素の消化や吸収に良く、心と体の健康に役立ちます。家族と一緒に食事をつくることも、家族の絆や人との触れ合いが深まります。また、孤食することでそれが偏食や欠食、生活習慣の乱れになることもあり、適切な食生活のためにも一緒に食事をとることが大切です。

【現状】

朝食について、高校生以外において「家族の誰かと」、「家族みんなそろって」は63.5～93.2%となっています。しかし、高校生は「家族の誰かと」、「家族みんなそろって」が42.7%であり、「一人で」が50%と、やや孤食が多くなっています。

夕食について、全ての年代で「家族みんなそろって」の率が高くなっています。しかし、乳幼児以外の年代では、2.4～7%と孤食の現状があることがみられます。

「家族の誰かと」、「家族みんなそろって」の率は、国や道より高く、「一人で」の率は、国や道より低くなっています。



【課題】

家族と一緒に食事ができている人が多いという結果を受け、この結果の維持と、その一方で家族と一緒に食事できていない人への対策として、一緒に食卓を囲む時間の重要性の理解と行動変容への働きかけが必要です。

【まとめ】

家族や親しい人と一緒に食事することは、心身の健康につながり、偏食や欠食の予防にもなることから、コミュニケーションを図りながら食事する時間が大切です。

4 中食について

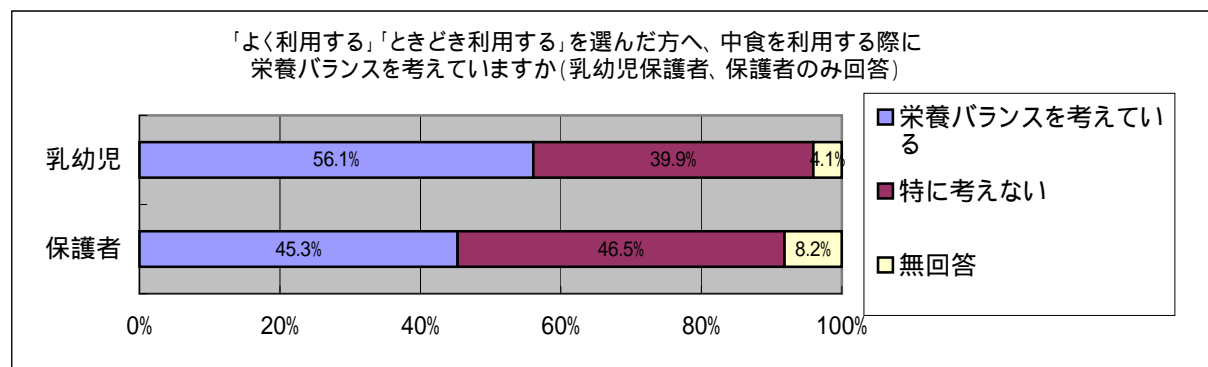
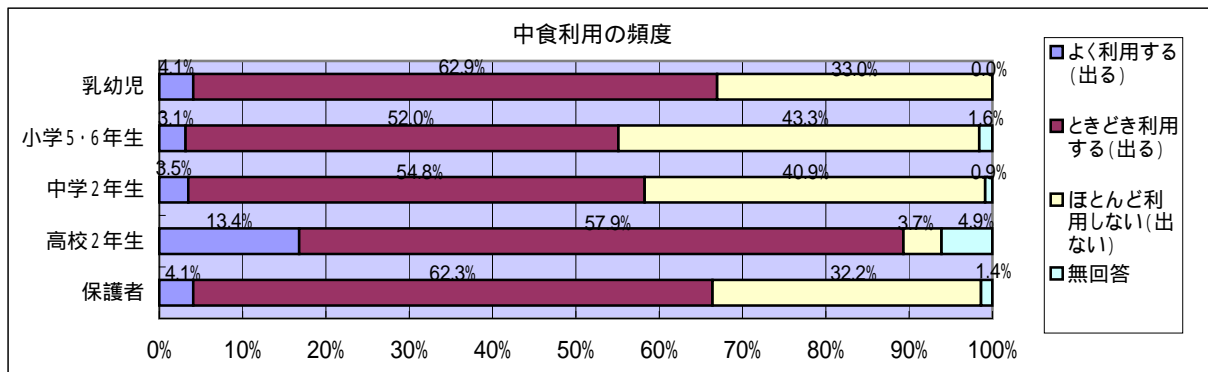
【要点】

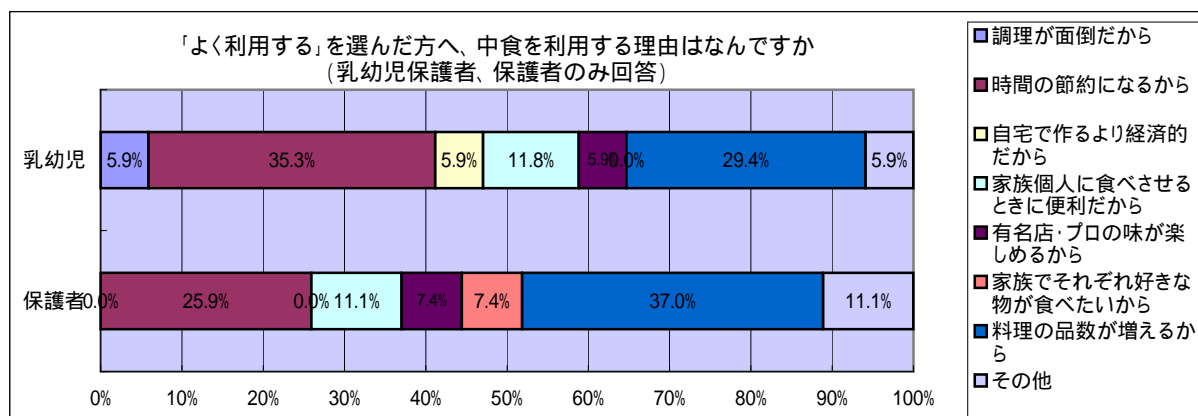
「時間の節約になる」、「もう一品欲しい」などの理由から食の外部化が進展しています。また、生活様式の変化に伴い、加工食品などが身近な存在となっています。中食を利用するときには、一品の料理を加えて栄養のバランスを考えるなど、上手に利用することが大切です。

【現状】

小、中学生の保護者と乳幼児の保護者では、「よく利用する」、「ときどき利用する」は66.4～67%となっており、その中で「栄養バランスを考えている」は、乳幼児保護者56.1%、小、中学生の保護者45.3%となっています。

「よく利用する」の理由は、「時間の節約になるから」、「料理の品数が増えるから」が高く25.9～37%となっています。次いで、「家族個人に食べさせるときに便利だから」が11%となっています。





【課題】

中食を利用する時には栄養バランスを考えて利用することが大切なため、栄養バランスを考えて利用する割合を高める必要があります。

【まとめ】

上手に中食を利用し、規則正しい食生活、バランスのとれた食事に活かすことが大切です。

5 食生活について

【要点】

食生活は、生活習慣との関わりが強く、また健康づくり形成の重要部分を担っています。規則正しい生活を送ることや健康な体を維持すること、心の元気を保つこと、健やかな成長発達をとげることなど、いろいろな要素を満たすため、適切な食生活を送ることが重要です。

【現状】

「食事はゆっくりとよくかんで食べる」は、全ての年代で「大切に思っている」は87%以上ですが、その中で「実践できている」は31~44%であり、思いと実践の差がみられます。

「朝、昼、夕の一日3回食べる」は、「大切に思う」が全ての年代で93%以上、その中で「実践できている」は、乳幼児の90%が最も高く、高校生の61%が最も低くなっています。

「ジュース(清涼飲料水など)を飲みすぎない」は、保護者の「大切に思う」87%と「実践できている」81%がともに高くなっています。他の年代では、「実践できている」は48~66%となっています。

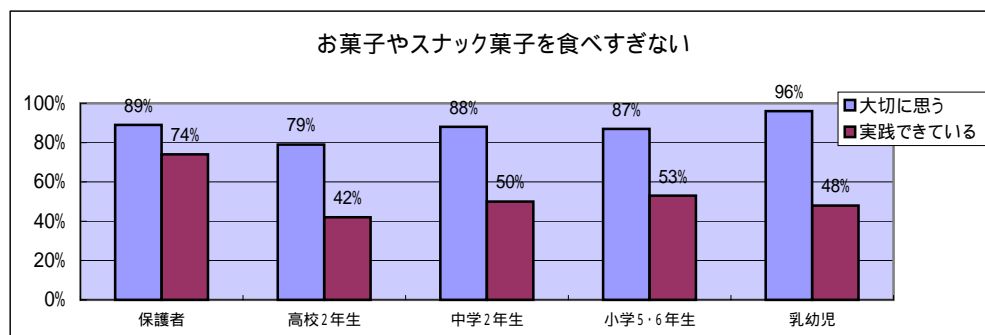
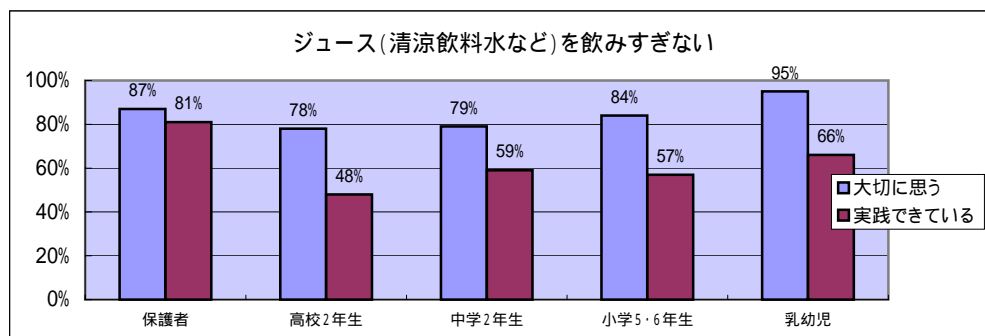
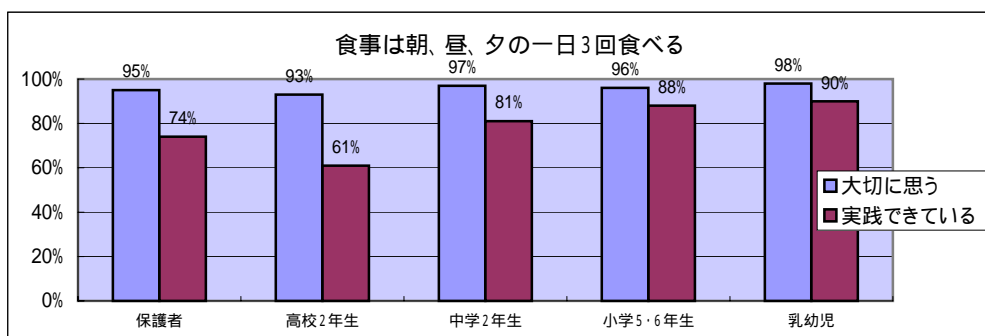
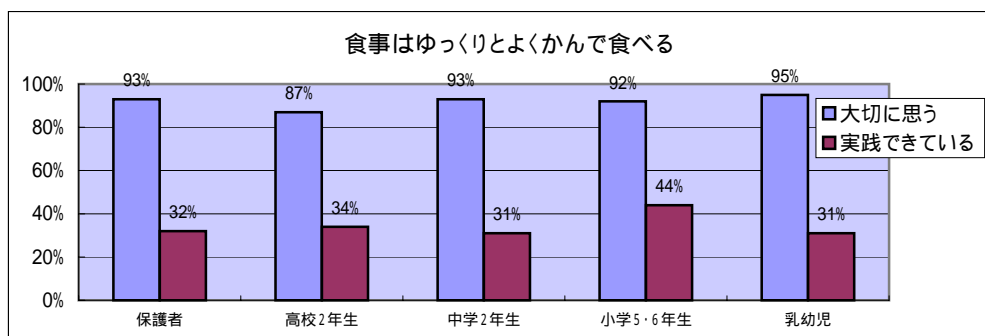
「お菓子やスナック菓子を食べすぎない」は、「大切に思う」が全ての年代において79%以上となっていますが、その中で「実践できている」は保護者以外の年代で42~53%となっています。

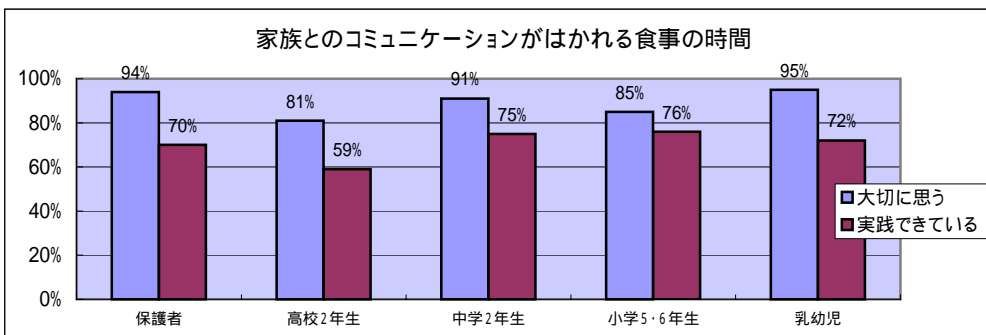
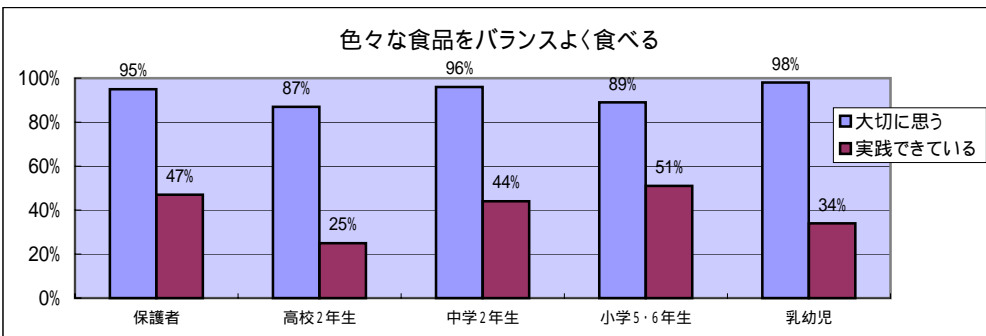
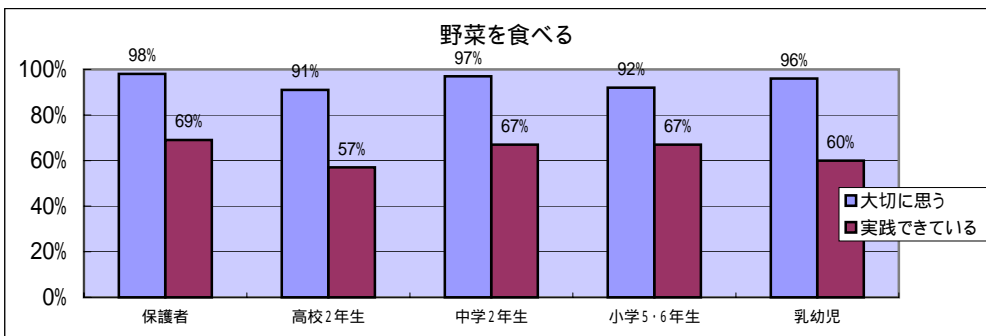
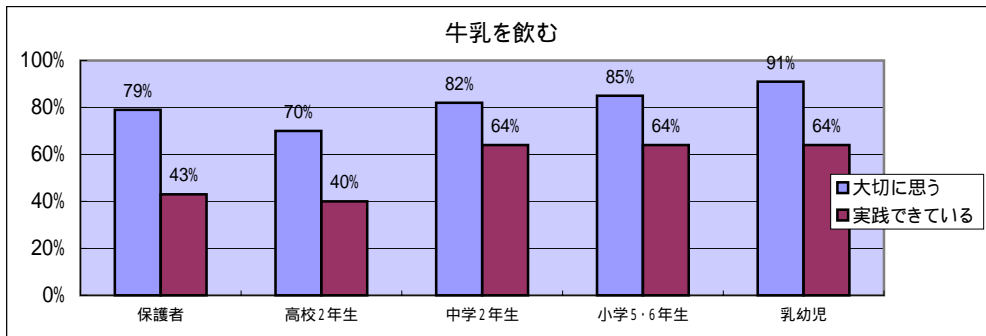
「牛乳を飲む」は、全ての年代において「大切に思う」が70%以上ですが、その中で「実践できている」は、乳幼児と小学生、中学生は64%、保護者と高校生は40~43%となっており、保護者・高校生の方が少ない傾向です。

「野菜を食べる」は、全ての年代において「大切に思う」が91%以上となっており、その中で「実践できている」は、60～69%となっています。

「色々な食品をバランス良く食べる」は、全ての年代において「大切に思う」が87%以上となっていますが、その中で「実践できている」は、25～51%であり、思いと実践の差がみられます。

「家族とのコミュニケーションがはかれる食事の時間」は、全ての年代において「大切に思う」が81%以上で、その中で「実践できている」は高校生の59%が最も低く、その他の年代では70～76%となっています。





【課題】

食生活では、一人ひとりに適した必要量を知り、1日3食と必要に応じた間食を交えてバランスよく食べることが大切です。また、1日3回、いろいろな食品をバランスよく、ゆっくりよくかんで食べることは、規則正しい食習慣を生み出し、生活習慣病の予防、健康的な体づくりの基礎となります。また、お菓子の食べすぎ、ジュースの飲みすぎによる食事への影響に注意し、野菜や牛乳など1日必要量を満たせるよう食卓での取組が必要です。

家族や親しい人と一緒に食卓を囲むことは、「食卓での交流」を生み、成長過程で人間形成を築くときの基礎になると考えられています。また、一人でとる食事は、食の選択が狭まり、バランスの偏りや不規則な食事、早食いなどにつながります。楽しく食卓を囲む経験や場の機会をもつように心がけることが大切です。

【まとめ】

適切な食生活を送ることは、重要な健康づくりの一要素です。食事の重要性を理解し、望ましい食習慣を身につけ、健全な食生活を実践していくことが大切です。

6 食育について

【要点】

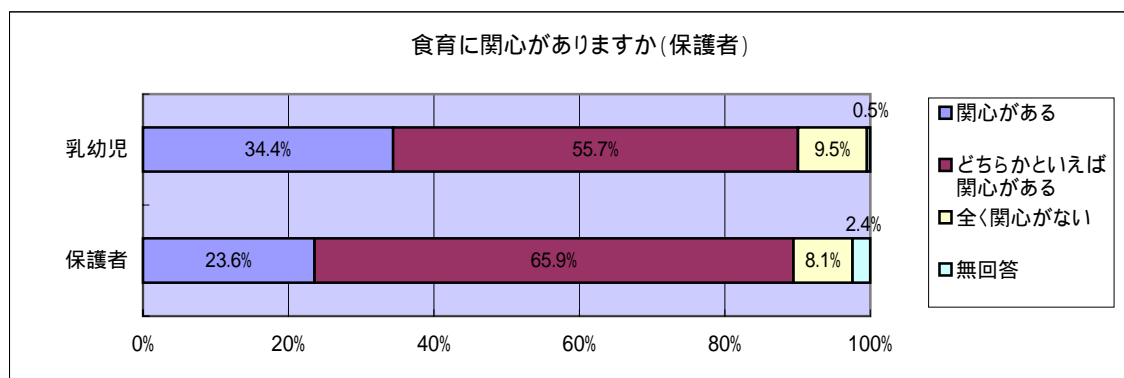
食育を市民運動として推進していくためには、市民一人ひとりが食育を理解し、実践できる人を増やすことが必要です。生涯にわたって健康で豊かな生活を実現するためには、食に関する幅広い知識を身につけることが必要なことから、北海道食育推進行動計画では「食育で学ぶ10の柱」に沿った知識を学び実践することを目指しています。

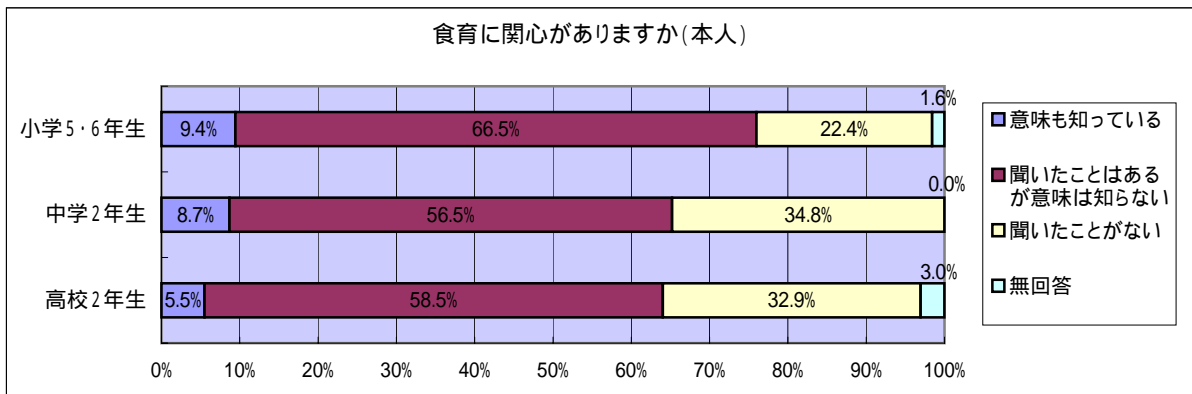
食育への関心について

【現状】

食育への関心について、小・中学生保護者、乳幼児保護者では「関心がある」は20～30%台であり、「どちらかといえば関心がある」と合わせると90%以上となっています。

小、中、高校生の「食育の意味も知っている」は、5.5～9.4%となっています。「聞いたことはあるが意味を知らない」は56.5～66.5%、「聞いたことがない」は22.4～34.8%となっています。





【課題】

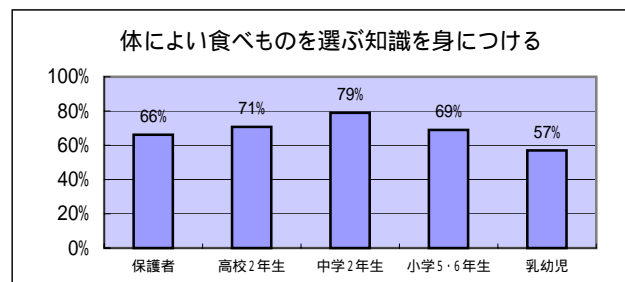
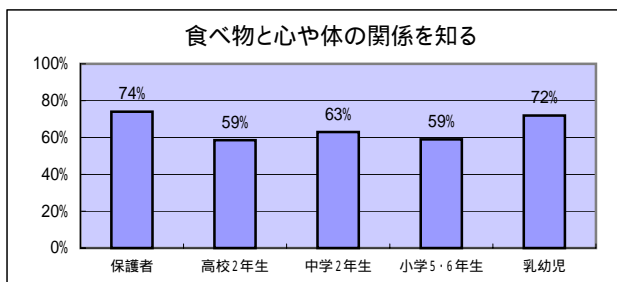
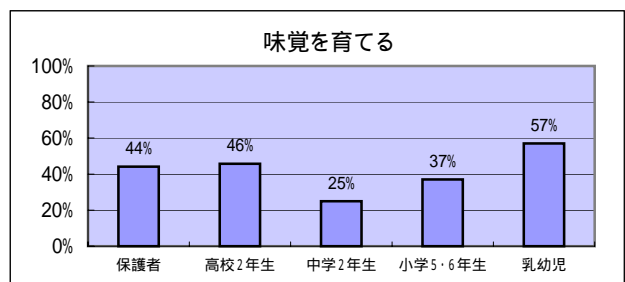
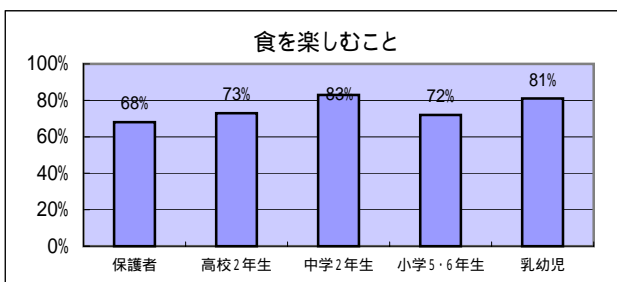
保護者については、「関心がある」、「どちらかというに関心がある」割合は90%以上と高いため、この状態を維持し、さらには「どちらかというに関心がある」を「関心がある」という意識に変えていくような働きかけが必要です。また、関心があるという気持ちから実際に生活の中で食育を実践できるようにするための働きかけも重要です。小、中、高校生では、「聞いたことはあるが意味は知らない」、「聞いたことがない」という割合を減らすような働きかけを行い、食育を理解する割合を高める必要があります。

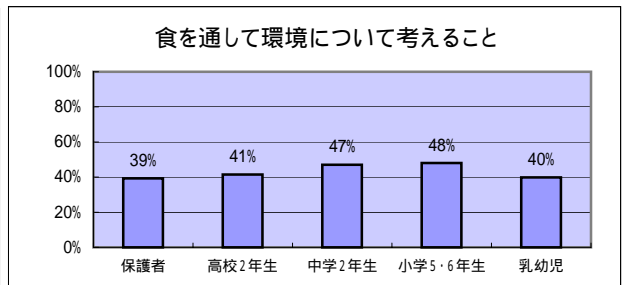
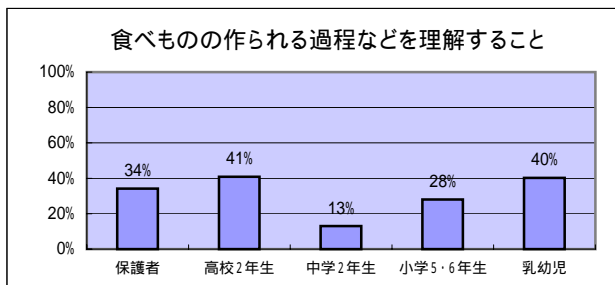
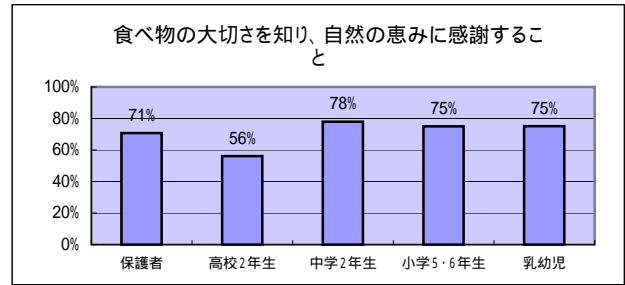
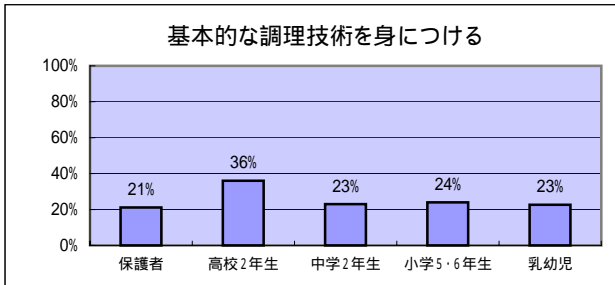
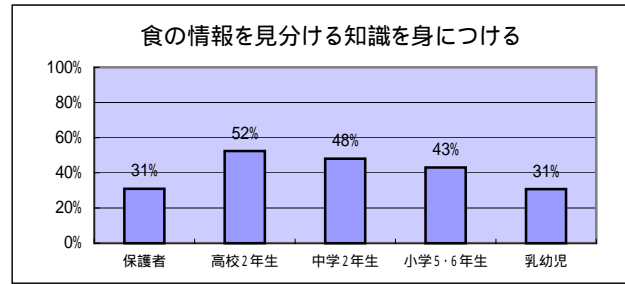
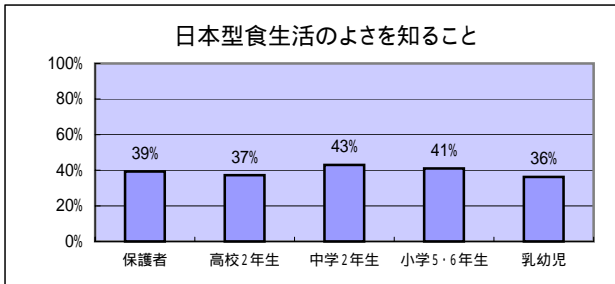
食育で学ぶ10の柱～どれが食育に関連するものか～について

【現状】

食育10項目ごとの全体の平均では、「食を楽しむこと」が最も高く75.4%、次いで「食べ物の大切さを知り自然の恵みに感謝すること」が71%、「体によい食べ物を選ぶ知識を身につけること」が68.4%、「食べ物と心や体の関係を知る」が65.4%となっています。

上記以外の項目、、、は全体平均で43%以下になっており、その中でも「基本的な調理技術を身につけること」が25.4%、「食べ物のつくられる過程などを理解すること」が31.2%と全体平均の下位2項目となっています。





【課題】

10項目の中で関心の高い項目とそうでない項目とに分かれています。どの項目も大切であり今後いろいろな機会を通じて幅広い知識や実践方法について普及していく必要があります。特に関心が低くなっている項目に関しては、十分普及させていく必要があります。

【まとめ】

食育は、栄養や健康、食べものが生産される過程や食品関連産業に関すること、食べもののマナーや食文化、学校教育とのかかわりなど、対象とする範囲が広く、家庭はもとより学校、地域など様々な場面での取組が必要です。地域全体で食育への関心を高め、お互いに連携・補完しながら食育推進に取り組めるよう普及・啓発していくことが大切です。

7 芦別市の食文化について

【要点】

郷土料理は、地方によって地理的条件や生活習慣が異なる中、歴史的背景などにより地域特有の料理として愛着をもって発展してきたものであり、使われる食材や味付けも郷土の特色が出ている場合が多く見受けられます。また、特産品も地域の気候風土などの環境に適した食材として生産されたものであり、良質で地元の誇れる食材です。

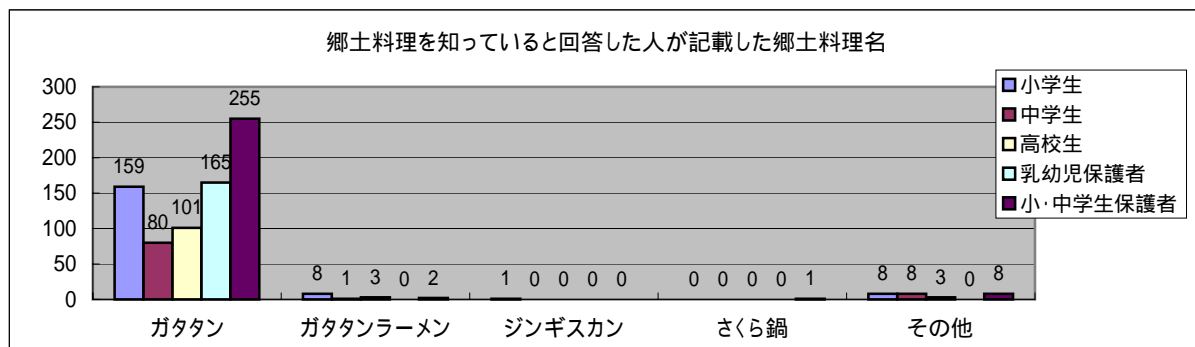
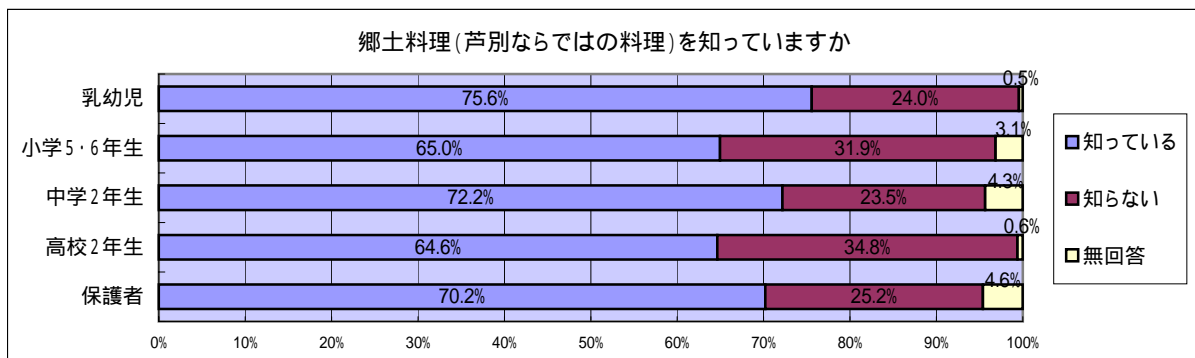
私たちの生活しているまち特有の食文化を知り、郷土料理の普及や地産地消の推進をすることが豊かな食生活や地域との触れ合いにつながり、食育推進の面からも大切です。

【現状】

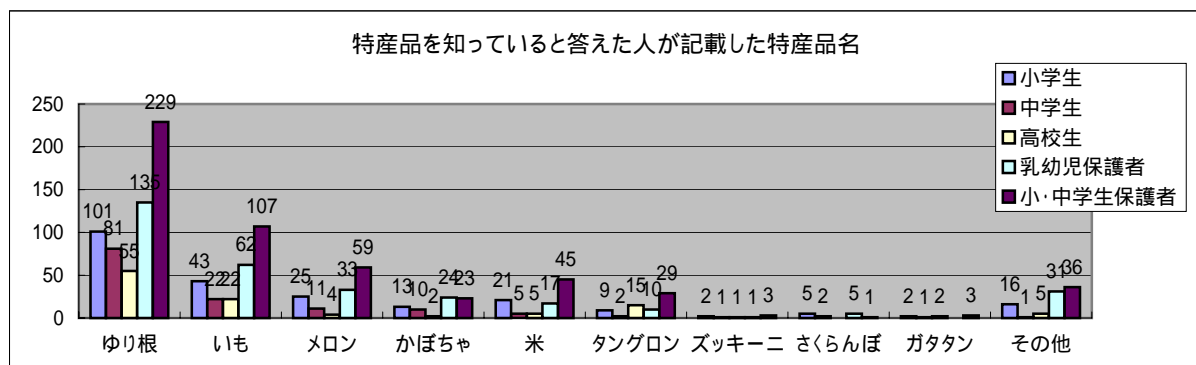
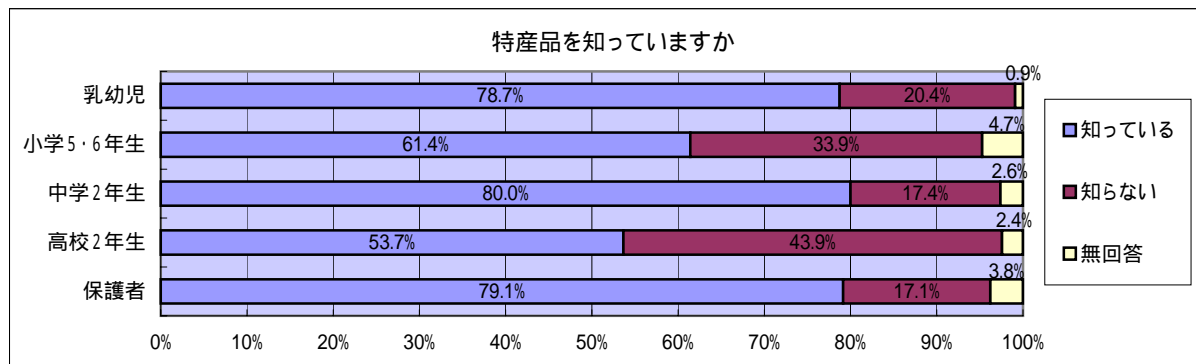
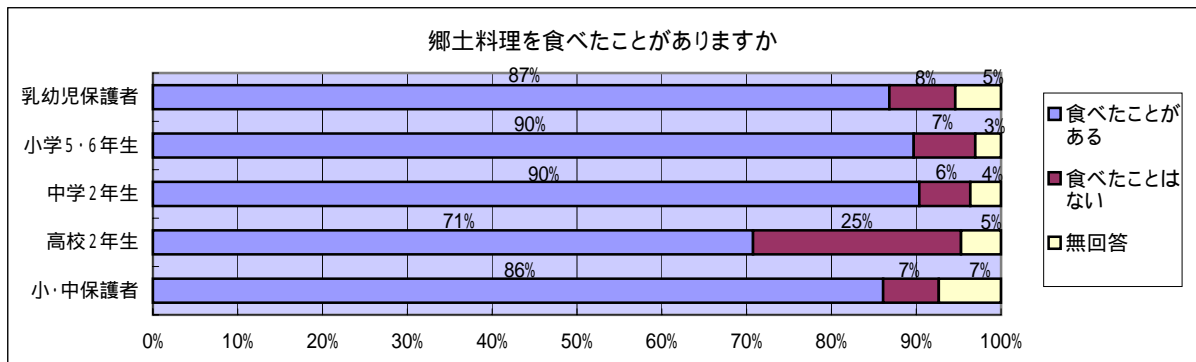
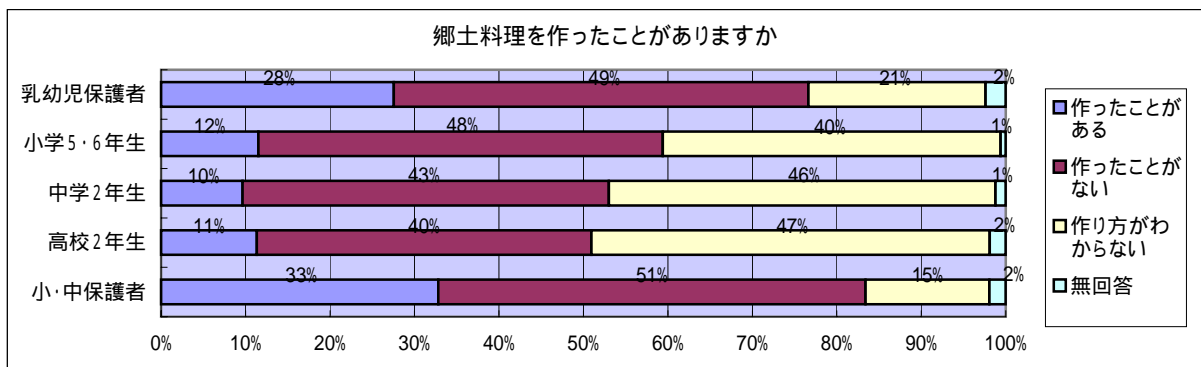
「郷土料理を知っている」は、全ての年代で64.6～75.6%となっており、そのうちの多くが郷土料理名を「ガタタン」と回答しています。「郷土料理を作ったことがある」は、小学生から高校生は10%台であり、保護者でも30%台でした。「郷土料理を食べたことがある」は、86～90%と高くなっていますが、高校生は最も低く71%となっています。

「特産品を知っている」は中学生、保護者で78.7～80%、小学生で61.4%、高校生では53.7%となっています。特産品名の回答は、多くの食材が挙げられましたが、全ての年代で1位は「ゆり根」でした。また、いも・メロン・かぼちゃ・米なども回答の多い食材となっています。

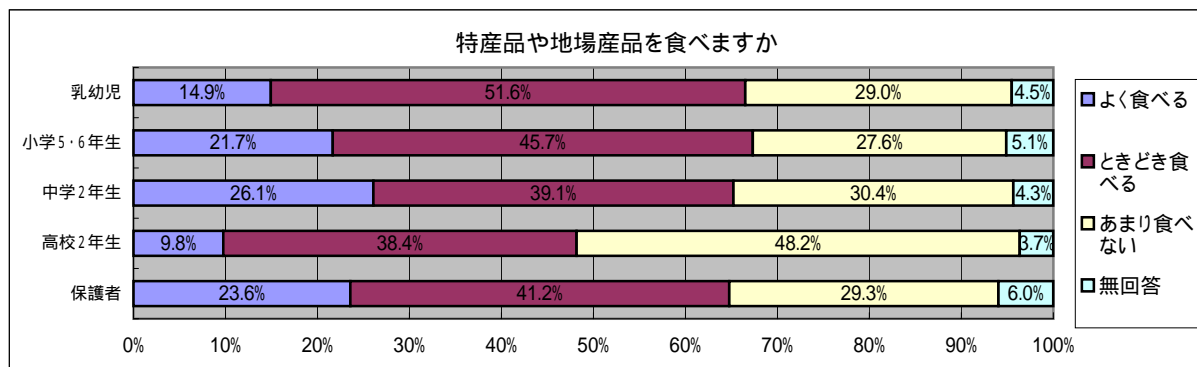
「特産品や地場産品をよく食べる」は、中学生の26.1%が最も高く、高校生の9.8%が最も低くなっています。



その他(少数回答)：カレー、100円カレー、シチュー、ゆり根スープ、ゆり根の味噌汁、ゆり根の天ぷら、ゆり根ぜんざい、ゆり根アイス、ゆり根、じゃがいも、でん粉、片栗で作った葛湯、タンゲロン
郷土料理名について自由記載としたため、料理ではないと思われるものも混在しています。



その他（少数回答）：しそジュース、卵、農作物、カラーピーマン、アカシア蜂蜜、ソラチのたれ、ダチョウ、ラーメン、芦別牛、山菜、トマト、切花、しいたけ、アスパラ、いんげん、ゆり根ぜんざい、とうきび、しいたけ、どりこまんじゅう、もち米、若鶏天狗、にら、かすみ草、ゆり根アイス、ガタンラーメン



【まとめ】

郷土料理や特産品などに関心を持ち、生産から流通までの知識を学び、特徴的な地域の食文化に触れることが大切です。また、地域でとれる地場産品を知り、旬の味覚を味わう機会を持つことで、地産地消を推進していくことが大切です。

第3章 食育の基本方針

芦別市における食育は、家庭、保育所、幼稚園、学校、地域、生産者、事業者、行政などが共通の理解のもと、共通の目標を掲げ、その達成を目指して協力して取り組むため、次の方針に基づき推進します。

(1) 市民の一人ひとりが生涯にわたって健康で豊かな生活を実現するために、食に関する正しい知識と望ましい食を選択する能力や食習慣を身につけ、年齢や健康状態に応じたバランスのとれた食生活により、健康の保持増進と心豊かな人間性を育むように取り組みます。

【内容】

- ・ 規則正しい食習慣を確立する
- ・ 健康と食事の関係を学ぶ
- ・ 自分の健康状態を理解する
- ・ 適切な栄養バランスと適量を学ぶ
- ・ 食と健康に関する情報の選択方法を学ぶ

(2) 芦別市の豊かな自然のなかで育まれた特色ある食材や食文化の継承を進めるとともに、米、野菜、果物や酪農の農産地域であることを踏まえ、生産者と消費者の交流を図り地産地消に取り組みます。また、食物を育て収穫して食べることによって自然の恵みに感謝する心を養い、食文化の継承を進めていきます。

【内容】

- ・ 本市の自然環境と食糧生産、食事情や環境について学ぶ
- ・ 本市の食材や食文化を学ぶ
- ・ 食品の生産、加工、流通の過程を知り、食を大切にする心を養う

(3) 食育は家庭、保育所、幼稚園、学校、地域、生産者、事業者、行政などがそれぞれの役割を果たしながらお互いに補い合い、関係者が連携しながら取り組んでいくことが大切です。

特に家庭は、食生活や食習慣の基礎を形成する重要な役割を担っています。妊娠期、乳幼児期から高齢期まで、あらゆる機会を通して食に関する理解を深めるとともに、食に関する地域づくりを進めていきます。

【内容】

- ・ 家族や仲間と一緒に食べる
- ・ 食を通じて人とのコミュニケーションを楽しむ
- ・ ライフステージごとの食育を考え実践する
- ・ 食育に関する保育園や学校、地域の行事やイベントに参加する

(4) 食品の安全・安心の確保は食生活において基本であることから、食に関して正しい知識と理解を深め、賢く上手に選択していくことが重要です。

また、保育所と学校などの給食においては、安全性の向上を図るように努めます。

【内容】

- ・ 食の安全・安心（食品衛生、食中毒、農薬や食品添加物）について学ぶ
- ・ 安全・安心で適切な食品を選ぶ（食品表示などの食情報）
- ・ 食事づくり（献立、調理方法、食品の取り扱い方法や保存方法など）を学ぶ
- ・ 給食の安全確保や地産地消を継続する

第4章 食育推進の重点目標

芦別市における食の現状と課題から、家庭、保育所、幼稚園、学校、地域、生産者、事業者、行政がともに食育を推進し展開していくために、共通の目標をもち、取り組んでいくことが必要です。

食育の各取組をスムーズに進めていけるよう、次のように重点目標を設定します。

(1) 朝ごはんをしっかりと食べましょう

健康の保持・増進のためには、生活リズムを整え、1日3食の規則正しい食習慣が大切です。なかでも、朝食は1日の活動をスタートさせる重要な食事です。早寝・早起きを心がけ、しっかりと食べるリズムをつくりましょう。

(2) バランスのとれた食生活で健康づくりをしましょう

一人ひとりの食習慣は、長い年月をかけてつくられていきます。乳幼児期など早い時期から、バランスのとれた食事の習慣を身につけていくことが大切です。心も体も健康で、生涯にわたって元気な暮らしを実現していきましょう。

(3) みんなで食卓を囲みましょう

食事は、家族や親しい人と一緒に楽しく食べるコミュニケーションの場です。こうした機会を通して、「食べること」についての興味や関心が広がり、偏食や欠食の予防、また「食べる力」を育むことにつながります。みんなで囲む食事の時間を確保するための工夫、楽しい食卓の雰囲気づくりに努めましょう。

(4) 食育への関心を高めましょう

食育を推進していくためには、家庭、保育所、幼稚園、学校、地域全体が食育を理解し、ともに連携・協力しながら実践できる人を増やすことが重要です。芦別市においても、市民自らが食育に関心をもち、食育に取り組めるよう努めましょう。

(5) 芦別市の食文化を育みましょう

地域でとれた食材から自然の恵みを知り、感謝の気持ちや大切に作る心、郷土愛を育むことが大切です。食文化に関心をもち、地域との交流を図りながら地産地消を推進していきましょう。

第5章 ライフステージごとのテーマと関係者の役割

市民が生涯にわたって心身ともに健康的な生活を送るためには、各世代において基礎的な食習慣などの食に関する土台となる力をしっかりと身につけることが大切です。そのために、色々な経験や学習活動を通して、健康づくり、栄養のバランス、料理・食卓づくりなどの知識を学んで、自分や家族の健康、地域活動、食の安全・安心問題など広く食に関する理解を深めていく必要があります。

しかし、各世代で心身の発達、生活環境、社会環境が異なるため、妊娠期、乳幼児期、学齢期、青年期、壮年期・中年期、高齢期に区分して、それぞれのライフステージに取り組むべき重要なテーマを掲げます。そして、その食育推進のため、家庭、保育所、幼稚園、学校、地域、生産者、事業者、行政がそれぞれの立場で協力・補完し合いながら行う役割を明らかにします。

1 妊娠期

食の大切さを知り、バランスのとれた食生活を実践します。

妊娠中の食事は、おなかの中の赤ちゃんの健やかな発達に大きく影響します。母子ともに適切なエネルギーや栄養素が必要な時期であり、バランスの良い食生活を実践していく必要があります。

「食育」は、赤ちゃんがおなかの中にいるときから始まっています。妊娠を機に食生活を見直し、改善へと取り組み、生まれてくる子どものために親が望ましい食習慣を築きあげましょう。

(1) 家庭の役割

朝食は、1日をスタートさせる重要な食事です。早寝・早起きを心がけて、しっかり食べるよう、生活習慣を整えます。

妊娠期における食の重要性を認識し、適切なエネルギーや栄養素などの食に関する知識や情報を積極的に習得し、家庭において実践するように努めます。

家族と一緒に楽しく食べる食卓づくりを心がけます。

食育に関する地域の行事やイベントの積極的な参加に努めます。

地元食材の活用を家庭で積極的にとり入れます。

(2) 地域の役割

地域の行事を行い、地元食材の活用や芦別市ならではの食文化の普及、食育への関心を高め、取組を推進します。

(3) 生産者・事業者の役割

地産地消のためにも、地元食材の使用や食材に触れる機会の推進に努めます。

母子ともに適切なエネルギーや栄養素が必要な時期だけに、安全・安心な食材を利用した食事が大切です。生産者と事業者が連携して、新鮮で安全・安心な地元食材の生産・販売などの広い情報提供を心がけます。

(4) 行政の役割

妊娠期の食事について、講話や栄養相談、調理実習を行い、母子の健康、また、家庭における食育の実践を促します。

噛むことの大切さ、歯や口の健康についての情報提供や歯科相談を行い、「食べること」の正しい知識の普及を目指します。

2 乳幼児期（ 0 ～ 5 歳 ）

親子の絆と食べる意欲を育て、生活習慣の基礎づくりと食の楽しさを学びます。

乳幼児期は、生涯にわたる食事の嗜好や食生活の基本が決まり、人間形成の基礎を培う極めて重要な時期です。食材との触れ合いや食事の準備、マナーをはじめとする食に関する様々な体験をすることで、子どもたちが「食」について興味・関心をもち、健康な食生活を送ることにつながります。また、適切な食事のとり方や望ましい食習慣の定着、豊かな人間性の育成などを図ることが大切です。

(1) 家庭の役割

子どもに「早寝・早起き・朝ごはん」の基本的な生活習慣を身につけさせます。

子どもと一緒に家族みんなで、規則的な食事のリズムで生活リズムを整え、バランスのとれた食生活で健康づくりに努めます。

家族や親しい人との楽しい食事の雰囲気をはがけて、心身の健康、偏食や欠食の予防に努めます。

地元食材を利用して、地域や家庭の行事食を一緒につくり、食文化に触れる体験や食べもののへの関心を広げます。

子どもの頃につくられた味覚は一生ものになります。食べる楽しさや経験を増やしながら、食べたいものを増やし、子どもの食べる力、食欲・味覚を育てます。

(2) 保育所、幼稚園の役割

保護者や乳幼児への、食べものと健康との関わりについて、朝食や1日3食の大切さを始めとする正しい情報の提供に努めます。

当日給食の展示を行い、保護者への食の重要性や栄養バランスの大切さについての理解を深め、家庭における食育の促進に努めます。

野菜の栽培と収穫の体験、収穫後の野菜を使用した調理体験を行い、保護者や子どもに食べものの美味しさやつくられる過程、自然の恵みに感謝する心など、食に関する色々な知識を学ぶ機会の提供に努めます。

給食・お弁当やおやつを楽しく食べるための環境（雰囲気）をつくります。

地元食材をたくさん利用した給食の提供に努めます。

(3) 地域の役割

子どもは社会の一員であり地域で育ちます。そのため、食生活の問題は家庭だけではなく、地域の行事を含めた色々な角度から働きかける取組を推進ます。

生まれたときに備わっている免疫が薄れ、さまざまな病気にかかりやすくなる時期でもあります。医療機関では、乳幼児の健康支援などの重要な役割が期待まされます。

(4) 生産者・事業者の役割

食材の生産・加工・流通・販売など、食に関する多様な学習体験の機会を積極的に提供します。

地域との連携を図り、給食や家庭に向けて、新鮮で安全・安心な地元食材の情報提供、地産地消への促進に努めます。

(5) 行政の役割

乳幼児の保護者を対象に、乳幼児一人ひとりの適切なエネルギーや栄養素、バランスのよい食事など食に関する知識の普及や情報の提供に努めます。

噛む力の発達や、歯や口の健康についての情報提供や歯科相談を行い、「食べること」の正しい知識の普及を目指します。

3 学齢期（6～15歳）

食の知識や体験を広げ、食の自己管理能力の基礎をつくります。

学齢期は、様々な経験や学習活動を通して、健康づくり、栄養のバランス、調理の準備から食卓までの食のプロセスを学び、将来の食習慣を形成する上で極めて重要な時期です。

また、学齢期は、心身ともに発達の著しい時期であり、食の影響を大きく受ける時期でもあります。早寝・早起きの生活リズムに加え、1日3食しっかり食べ、栄養を吸収することが大切です。正しい食事のあり方を知り、望ましい食習慣を身につけること、さらに、味覚の幅を広げ、給食や家族との食事を通して、豊かな人間関係を育成することが重要です。

さらに、この時期は、大人になってからの健康管理ができるようにするとともに、食前食後のあいさつや手洗い、歯磨き、食べ方や箸の持ち方など正しい食事のマナーを習得することが必要です。

(1) 家庭の役割

朝食を毎日準備し、家族一緒に楽しく食べます。

1日3回の食事と適切な間食で、規則正しい食習慣を身につけます。

家族と一緒にコミュニケーションを図りながら、「食べもの」や「食べること」についての関心を持ち、家族で楽しく食事をする時間を持ちます。

芦別市の特産品や地場産品を家庭の食卓に取り入れ、楽しく食べます。

食事のマナーを親が子どもに伝えます。

栄養のバランスのとれた献立を考えるように努めます。

(2) 小学校・中学校の役割

友達と一緒に楽しく給食を食べることを通して、望ましい人間関係や豊かな心を育てます。

食についての関心を持ち、友達や先生と一緒に食育について学習します。

栄養教諭との連携のもと、学校給食を通して、栄養や食の安全、食文化や食事のマナーなどを学習します。

生産体験学習や給食を教材とした学習を通して、勤労や自然の恵みに感謝する心などの豊かな気持ちを育みます。

PTAの行事や学校行事を通して、親子が一緒に食に関する知識を身につけるための事業の実施をします。

(3) 地域の役割

芦別市の食文化を子どもたちに伝えます。

行事やイベントの機会を通して、食への関心を促進します。

(4) 生産者・事業者の役割

子どもたちとの交流の場を持ち、食べものや食品の成り立ち、食育について伝える場の促進を図ります。

地元食材の生産・加工・流通・販売など、食に関する多様な学習体験の機会を積極的に提供します。

生産者と事業者が連携して、新鮮で安全・安心な地元食材の情報提供、地産地消への促進に努めます。

(5) 行政の役割

食育に関する情報を収集し、子どもたちにわかりやすく提供します。

芦別市の特産品や地場産品を学校給食に取り入れ、地産地消を推進します。

4 青年期（ 1 6 ～ 2 4 歳 ）

自分の健康と食をコントロールし、健全な食生活を実現します。

身体の成長が著しく、特に食生活の大切な時期を迎えます。

高校生以降では、学校給食がなくなり、親離れが進むとともに社会との関わりをもつ機会が増えるため、学齢期以前に正しい食習慣を身につけているか、また、その食習慣をライフスタイルの変化に合わせて自立して実践できるかどうかを試されます。

しかし、知識不足や意識の低さにより、偏った栄養の摂取、過度なダイエットまたは若さに任せた暴飲暴食、生活習慣の乱れや不規則な食生活へつながることがあるため、自己管理する強い意志をもつことが必要です。

また、子どもへ正しい食生活の知識を伝えたり、地域社会へ食育の関心を高めたりするなど、次世代への食育のパイプ役としても期待されています。

(1) 家庭の役割

朝食は1日をスタートさせる重要な食事です。早寝・早起きを心がけて、朝食をしっかり食べる、また、1日3食を規則正しく食べて、生活習慣を整えます。

運動量に応じた適切なエネルギーや栄養素の摂取について理解し、バランスのとれた食生活で健康づくりに努めます。

家族や親しい人との関わりをもちながら、コミュニケーションの図れる食卓づくりを心がけて孤食を避け、心身の健康や偏食、欠食の予防に努めます。

芦別市ならではの食文化の理解と調理の実践の普及を図ります。

(2) 学校の役割

高等学校では、自らの健康を考えられるよう栄養のバランス、生活習慣病などについての知識を習得し、自分の食生活を管理する能力を育てます。

家庭と連携をとり、手作り弁当の持参を推進します。

社会人となるための準備段階の年代としてコミュニケーションとしての食事を理解し、食事のマナーを身につけます。

(3) 地域の役割

食育への興味や関心をもて、生徒の参加や交流の図れる行事やイベントの開催に努めます。

芦別市ならではの食文化の担い手となる青年の育成や、地元の食材への関心をもち、地域との交流を図りながら、地産地消に努めます。

地元食材の活用を通して、食の安全・安心について理解し、食品を選択できる学習の場の促進に努めます。

(4) 生産者・事業者

食材の生産・加工・流通・提供などの学習体験の場の積極的な提供に努めます。

家庭以外での飲食の場が増えることから、飲食できるお店において、栄養のバランスや健康を考える情報の提供を行います。

生産者と事業者が連携して、新鮮で安全・安心な地元食材の情報提供、地産地消への促進に努めます。

(5) 行政の役割

食に関するイベントでは、バランスの良い献立の展示や食に関する情報提供、栄養相談などを行い、健康づくりに関する意識の高揚と健康の増進を図ります。

地元食材を使用した料理の募集・試食などを行い、食への関心や取組の積極的な働きかけを行います。

5 壮年期・中年期（25～64歳）

健康的な生活習慣や食生活を実践し、次世代に伝える活動に取り組みます。

心身ともに充実する壮年期は、働き盛りと言われますが、不規則な生活から生活習慣病の問題が出てくる年代でもあります。中年期以降では、長年の生活習慣の積み重ねによる生活習慣病を発症する危険度が高くなります。この時期は、毎日の生活を充実させ、健康的に過ごすために、食生活についての正しい知識を習得し、規則正しい生活、食生活を心がけることが大切です。

また、自分の健康状態の確認や生活習慣病予防及び生活習慣や食習慣の改善を図りながら、健康の維持・増進に努めることが必要です。

（1）家庭の役割

規則正しい食生活を心がけて、朝食を毎日準備し、家族みんなで楽しい食卓を囲みます。食事や運動の大切さの理解を深め、生活習慣病予防のために、生活習慣の改善に努めます。行事やイベントに参加する機会を通して、食に関する知識を習得し、家庭での実践に努めます。

自然の恵みに感謝して、地元の食材で楽しく料理をつくります。

子どもと一緒に、食事づくりに努めます。

（2）地域の役割

地域の行事を通して、交流を図り、子どもたちへ食の基礎的な知識や食文化を伝える機会をもちます。

健全な食生活、芦別市ならではの食文化や郷土料理を次世代に伝えるため、地域全体で食育の推進に努めます。

各地域での調理実習などを通して、食生活改善への取組を図ります。

(3) 生産者・事業者の役割

多種多様な食品の流通により、地元食材に触れる機会が少ない状況にあります。生産者と事業者が連携して、地元食材を使用した生産情報の提供に努めます。

行事やイベントを通して、地場産品や農業への関心や理解を深め、地元食材の活用を推進します。

生産者と事業者が連携して、新鮮で安全・安心な地元食材の情報提供、地産地消への促進に努めます。

(4) 行政の役割

生活習慣病予防及び生活習慣改善のため、食生活に関する保健指導を実施します。

健康相談などを実施し、健康の維持増進を図ります。

行事やイベントを開催し、新たな地元特産品や食に関する情報提供に努めます。

食事の摂取と関係のある、歯や口の健康を維持するための知識の普及・啓発に努めます。

6 高齢期（65歳以上）

楽しい食事健康を維持し、生きがいをもって生活します。

高齢化が進むにつれて、一人暮らしの高齢者が増加し、一人で食事することや、外出の回数が減り、閉じこもりがちになるなどの問題が生じています。体力の低下が著しい時期でもあり、様々な病気にもかかりやすくなり、健康への不安を感じる人が多くなります。家族や仲間の人たちと楽しく食事することは、それらの予防に役立ちます。自分の健康状態に合わせてバランスの良い食生活を実践することや、生きがいや趣味をもって暮らし、身体的・精神的な活動を続けることが大切です。

また、郷土料理の伝承など、地域において、指導者としての役割が期待されます。

(1) 家庭の役割

食事を楽しく食べるために、色々な人と食事をするように努めます。

健康への関心を高め、身体状態に合った食生活を実践します。

次世代への食文化や郷土料理の伝承に努めます。

食育に関する地域のイベントに積極的に参加します。

(2) 地域の役割

高齢者の交流を深める場で、楽しく食事をする機会を提供します。

地元食材の利用により、郷土料理の伝承に取り組みます。

(3) 生産者・事業者の役割

高齢者の低栄養状態に対処するため、調理が困難な高齢者に食事の提供を実施します。

新鮮で安全・安心な地元食材の生産・販売を高齢者にわかりやすく、情報提供します。

(4) 行政の役割

健康相談などを実施し、健康の維持増進を図ります。

食事の摂取と関係のある、歯や口の健康を維持するための知識の普及・啓発に努めます。

健康状態に合った食事内容についての相談や情報提供に努めます。

高齢者のための料理教室の開催や健康づくりなどのイベントにより、高齢期に合った食生活を実践できるように取り組みます。

健康の維持のため、栄養バランスのとれた温かい食事の提供をします。

第6章 食育に関する取組の方向

食育の推進には、市民一人ひとりが食に関する知識と食を選択する力を身につけていくことが大切です。そのために、より効果的な推進を目指して、家庭、保育所、幼稚園、学校、地域、生産者、事業者、行政などがそれぞれの取組の方向性を明確にし、協力・補完しながらさらに連携を深めて、実践的な食育の取組へ進めていく必要があります。

1 家庭

早寝・早起きを心がけて、朝食をしっかり食べて、生活習慣を整えます。

家族みんなで、食事や運動の大切さを理解し、バランスのとれた食生活で生活習慣の改善と健康づくりをします。

子どもと一緒に買い物や食事の準備を行うことを通して、家族みんなの食への関心を深めます。

家族と一緒に楽しく食事をする時間を持ちます。

行事やイベントに積極的に参加して、食に関する知識を習得します。

子どもの時から色々な食品に親しみ、味覚（おいしさ）を育て、食事のリズムや食べる楽しさなどを育てます。

食事のマナーを親が子どもに伝えます。

親から子どもへ郷土料理の伝承、地域や家庭の行事食などを一緒に作り、食文化に触れる体験を持ちます。

地元食材を利用して、地産地消を推進します。

2 保育所、幼稚園、学校

「早寝・早起き・朝ごはん」や1日3食の大切さなどの基本的な生活習慣を家庭が中心となって実践できるよう、支援します。

給食・弁当やおやつを楽しく食べるための環境をつくります。（保育所、幼稚園）

野菜などの栽培と収穫、収穫後の調理体験を行い、自然の恵みに感謝する心を育てます。

（保育所、幼稚園、小学校）

給食メニューの配布を行い、食の重要性や栄養バランスの大切さについての理解を深め、家庭での食育実践を促進します。(保育所、幼稚園、小・中学校)

地元食材を利用した給食の提供に努めます。(保育所、幼稚園、小・中学校)

栄養教諭との連携のもと、学校給食を通して、栄養バランスの大切さや健康との関わりを学習します。(小・中学校)

友達と一緒に楽しく給食を食べることを通して、望ましい人間関係や豊かな心を育てます。(小・中学校)

PTAの行事や学校行事を通して、親子が一緒に食に関する知識を身につけます。(小・中学校)

自らの健康を考えられるよう栄養のバランス、生活習慣病などについての知識を習得し、自分の食生活を管理する能力を育てます。(高等学校など)

家庭と連携をとり、手作り弁当の持参を働きかけます。(高等学校)

3 地域

「早寝・早起き・朝ごはん」や1日3食の大切さなどの基本的な生活習慣を家庭が中心となって実践できるよう、支援します。

行事やイベントを通して、食習慣の改善や健康づくりの大切さを推進します。

地元食材の活用や食の安全・安心についての理解を通して、食品の賢い選択ができる力の習得を推進します。

各地域における食生活改善推進員の調理実習などの活動を通して、食生活改善への取組を図ります。

4 生産者・事業者

生産者と関係機関・団体が連携して、農薬の適正使用などにより、安全で高品質な農産物を生産します。

生産者と事業者が連携して、新鮮で安全・安心な地元食材を販売し、地産地消を促進します。

行事やイベントを通して、地場農産物を普及します。

食材の生産・加工・流通・販売など、食に関する多様な農業体験の機会をもちます。

5 行政

農林課

生産者、関係機関・団体と連携して農薬の適正使用などにより、安全で高品質な農産物を生産し、市民に対し、安全・安心な農産物の提供に努めます。

生産者、農業関係機関・団体と連携し、農業まつりなどイベントの開催を通して、地産地消を推進するとともに、地産地消実践団体への支援を行います。

芦別農業への理解を深めるため、市内小中学校の授業時間を活用した農作業体験機会の提供や、都市部の中学校、高等学校を対象としたグリーンツーリズムを推進します。

商工振興課

芦別の食文化である郷土料理「ガタタン」の普及促進を図り、次世代へ継承していきます。

芦別の農産物を活用した「特産品」の開発の推進をします。

学務課

農業体験、自然体験などの体験活動を通じた食に関する関心・知識を増進するための教育活動を推進します。

栄養教諭による食に関する指導を推進します。

子どもたちが将来にわたって健康に生活していくための食習慣をつくるため、家庭、地域などとの連携による健やかな生活習慣づくりを推進します。

生涯学習課

次代を担う青少年や親子・三世代などを対象とした野外体験学習の中で、食育をテーマとした取組を積極的に行います。

行政同士の横の連携に加え、家庭・学校・地域が相互に連携しながら、食についての学習の機会の拡充に努めます。

乳幼児期から高齢期にいたる各年齢層の食に関する学習ニーズの把握に努め、ニーズに応じた取組を積極的に行います。

体育振興課

健康都市宣言記念事業のスポーツ大会及びスポーツイベントにおいて、食育に関するパンフレットを配布するなどして、食育や健康増進に関する知識の普及に努めます。

給食センター

栄養のバランスのとれた給食を提供し、児童生徒の健康の保持と体位の向上を図ります。

児童生徒と、その保護者に向けた食に関する指導や情報提供を行います。

給食を通して、食文化の継承を行います。

学校・家庭・地域との連携を図り、食育に取り組みます。

芦別市の特産品や地場産品を学校給食に取り入れ、地産地消を推進します。

市民課

消費生活に関する、調理実習や生産地見学会を通して、食の知識の普及と地産地消を推進します。

消費者生活展などを通して地産地消の推進を図ります。

環境保険課

国保だよりを通して、食育に関する情報提供を行います。

健康フェアなどのイベントを通して、市民に食育に関する啓発を行います。

健康推進課と連携し、特定健康診査・特定保健指導により栄養指導や保健指導を実施します。

児童課

保育所での給食を通し、食に関する情報提供を行い、家庭に対する食育の普及を図ります。

調理体験などを通して、食への関心や感謝の気持ちを育みながら、食育の推進を図ります。

芦別の独自色を取り入れた芦別版「食育カルタ(幼児用・小学生用)」を作成し、食に関する学習の機会を図ります。

日本の伝統行事を体験する中で、食文化を継承していきます。

調理実習や食育講話を通して、食に関する知識の普及に努めます。

福祉課

生きがいデイサービスセンターにおいて、食物への関心や食事を通しての交流を深めます。
給食サービスを提供することにより、健康維持を推進します。
研修会などを通して、親子一緒に食育への関心を図ります。

介護保険課

高齢者（要支援、要介護認定者含む）の食に係る相談やサービスの情報提供、及び食の支援のサービス調整を実施します。
訪問看護において、高齢者（要支援、要介護認定者含む）や家族に対して、飲み込みや食事をとる姿勢の相談指導、食べやすい食事の情報提供を実施するほか、糖尿病患者への食事指導などを実施します。

健康推進課

妊婦を対象に、講話や調理実習、栄養相談を行い、妊娠期の適切な栄養の摂取など母子の健康や食育の実践を促します。
乳幼児の保護者を対象に、乳幼児一人ひとりの適切なエネルギーや栄養素、バランスの良い食事など、食に関する知識の普及や情報の提供に努めます。
歯や口に関する健康教育や歯科相談を行い、噛むことの大切さなど正しい知識の普及を図ります。
生活習慣病予防及び生活習慣改善のため、食生活に関する保健指導を実施します。
栄養に関する健康教育や健康相談を通して、食に関する知識の普及と市民の健康の維持増進を図ります。
食生活改善推進員の地域における取組を推進します。

第7章 食育推進の目標

1 目標の考え方

食育に関連する施策を展開していく上で、その成果や達成度を客観的な指標により把握することが必要です。

そのため、本計画においては、食育を推進するための目標値を設定し、現状の把握や目標の達成度を評価するため、アンケート調査を計画的に実施していきます。

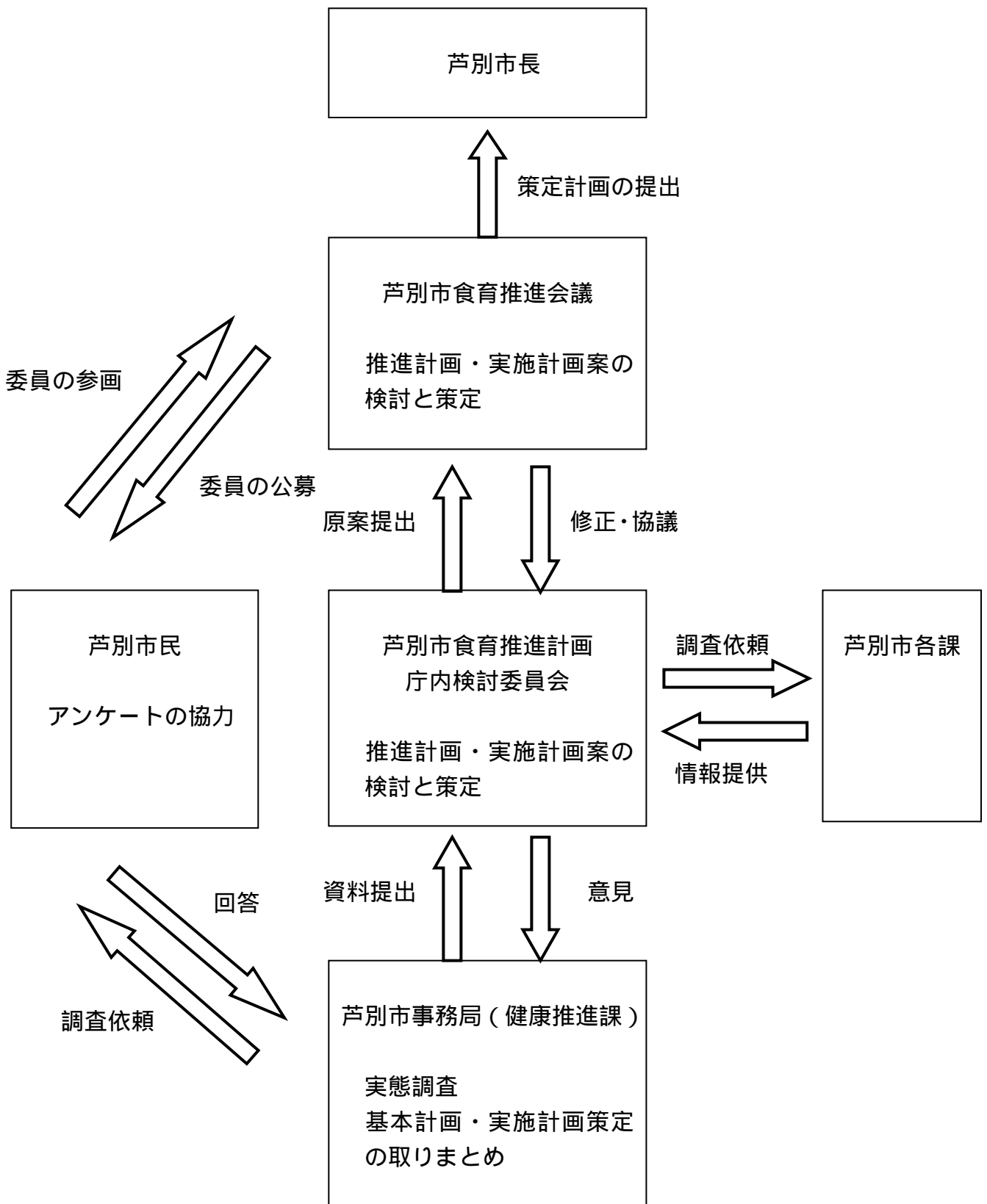
ただし、食育の推進は、基本理念に基づいて行われるものであることから、目標値の達成のみを追い求めることなく、施策の効果を総合的にみていくことが重要です。

2 食育推進の数値目標

| 重点目標 | 項目 | 現状値(平成18年度) | 目標値(平成23年度) | 目標設定の根拠 |
|---|-------------------------|-------------|--|--|
| (1) 朝ごはんを しっかり食 べましょう。 | 朝食の欠食 率の減少 | 乳幼児 0.9% | } 0%に近づける | 国の目標に準じる (概ね0.9～ 1.4%減) |
| | | 小学生 7.5% | | |
| 中学生 9.6% | | | | |
| 高校生 14.0% | | | | |
| 小・中保護者 13.3% | | | | |
| (2) バランスの とれた食生 活で健康づ くりを目指 しましょう。 | 野菜を食べ る率の増加 | 乳幼児 60% | } 70%以上 | 道の目標値： 1日350g摂取 (概ね1～ 10%増) |
| | | 小学生 67% | | |
| | | 中学生 67% | | |
| | | 高校生 57% | | |
| 1 「食生活指針」 「食事バランス ガイド」などを参 考に食生活を送 る市民の割合の 増加を目標とす る | 牛乳・乳製品 を摂取する 率の増加 | 乳幼児 64% | } 80%以上 | 道の目標値： 1日110ml摂取 (概ね16～ 20%増) |
| | | 小学生 64% | | |
| | | 中学生 64% | } 60% | |
| | | 高校生 40% | | |
| 小・中保護者 43% | | | | |
| 色々な食品 をバランス 良く食べる 率の増加 ¹ | 乳幼児 34% | } 60%以上 | 国の目標に準じる 「食事バランス ガイド」の普及 (概ね9～ 35%増) | |
| | 小学生 51% | | | |
| | 中学生 44% | | | |
| | 高校生 25% | | | |
| | 小・中保護者 47% | | | |

| 重点目標 | 項目 | 現状値(平成18年度) | 目標値(平成23年度) | 目標設定の根拠 |
|------------------------|--------------------|---|---------------------------------|-----------------------------------|
| (3) みんなで食卓を囲みましょう。 | 朝食の孤食率の減少 | 乳幼児 5.0% 小学生 10.6% 中学生 32.2% 小・中保護者 23.0% 高校生 50.0% | } 0%に近づける } 20%以下 → 30%以下 | 家族と楽しく食べる割合の増加を目指す (概ね5~20%減) |
| | 夕食の孤食率の減少 | 乳幼児 0.0% 小学生 2.4% 中学生 7.0% 小・中保護者 3.5% 高校生 18.3% | } 0%に近づける → 10%以下 | 家族と楽しく食べる割合の増加を目指す (概ね0~10%減) |
| (4) 食育への関心を高めましょう。 | 食育に関心を持っている人の割合の増加 | 小学生 75.9% 中学生 65.2% 高校生 64.0% 乳幼児保護者 90.1% 小・中保護者 89.5% | } 95%以上 | 現状数値を考慮し95%以上を目指す (概ね4.9~31%増) |
| (5) 芦別市の食文化を育みましょう。 | 特産品や地場産品を食べる率の増加 | 小学生 67.4% 中学生 65.2% 高校生 48.2% 乳幼児保護者 66.5% 小・中保護者 64.8% | } 70%以上 | 現状の20%増加を目指す (概ね2.6~21.8%増) |

芦別市食育推進計画策定の体制



策定経過

| | |
|------------------|--|
| 平成18年7月 | 事務局打合せ計2回 |
| 8月 | 事務局打合せ計5回 |
| 8月4日 | 第1回 芦別市食育庁内検討委員会 (1)食育に関する概要説明 (2)副会長の指名について (3)食育推進会議委員の推進団体について (4)今後のスケジュールについて |
| 9月 | 事務局打合せ計8回 |
| 9月12日 | 第1回 芦別市食育推進会議 (1)委嘱状の交付 (2)食育に関する概要説明 (3)食育推進計画作成スケジュールについて |
| 10月 | 事務局打合せ計6回 |
| 10月24日 | 第2回 芦別市食育庁内検討委員会 (1)食育関連事業の集約結果について (2)アンケートの内容検討について |
| 11月 | 事務局打合せ計9回 |
| 11月8日 | 第2回 芦別市食育推進会議 (1)食育アンケートの内容検討について |
| 11月27日～ 12月4日 | 食育アンケート調査実施 |
| 12月 | 事務局打合せ計2回 食育アンケート集計作業計35日間 |
| 平成19年1月 | 事務局打合せ計5回 |
| 2月 | 事務局打合せ計3回 |
| 3月 | 事務局打合せ計6回 |
| 4月 | 事務局打合せ計7回 |
| 4月24日 | 第3回 芦別市食育庁内検討委員会 (1)食育アンケート結果について (2)食育関連事業について (3)その他 |
| 4月27日 | 関係課係・事務局打合せ |
| 5月 | 事務局打合せ計9回 |
| 5月17日 | 第3回 芦別市食育推進会議 (1)食育アンケート結果について (2)食育推進重点目標について (3)その他 |

| | |
|---------|---|
| 6月 | 事務局打合せ計5回 |
| 6月8日 | 関係課係・事務局打合せ |
| 7月 | 事務局打合せ計6回 |
| 7月4日 | 第4回 芦別市食育庁内検討委員会 (1)食育推進会議のスケジュールについて (2)芦別市食育推進計画(仮称)の内容検討について (3)その他 |
| 7月26日 | 第4回 芦別市食育推進会議 (1)食育推進会議のスケジュールについて (2)芦別市食育推進計画(仮称)の内容検討について (3)その他 |
| 8月 | 事務局打合せ計3回 |
| 9月 | 事務局打合せ計4回 |
| 10月 | 事務局打合せ計5回 |
| 10月3日 | 第5回 芦別市食育庁内検討委員会 (1)芦別市食育推進計画の食育に関する取組について(行政・行政以外) (2)芦別市食育推進実施計画の食育に関する取組について(行政・行政以外) |
| 11月 | 事務局打合せ計5回 |
| 11月28日 | 第6回 芦別市庁内検討委員会 (1)芦別市食育推進計画(仮称)について (2)芦別市食育推進実施計画(仮称)について |
| 12月 | 事務局打合せ計2回 |
| 12月10日 | 第5回 芦別市食育推進会議 (1)芦別市食育推進計画関係スケジュールについて (2)芦別市食育推進計画(仮称)について (3)芦別市食育推進実施計画(仮称)について (4)芦別市食育推進計画(仮称)周知方法について |
| 平成20年1月 | 事務局打合せ計6回 |
| 1月23日 | 関係課係・事務局打合せ |
| 2月 | 事務局打合せ計3回 |
| 2月8日 | 第6回 芦別市食育推進会議 (1)芦別市食育推進計画(案)サブタイトについて (2)平成20年度以降の食育推進について |
| 2月12日 | 第7回 芦別市庁内検討委員会 (1)芦別市食育推進計画(案)の報告について |
| 3月 | 事務局打合せ計3回 |

食育基本法

食育基本法（平成十七年法律第六十三号）

附則

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

（食品の安全性の確保等における食育の役割）

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

（国の責務）

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（教育関係者等及び農林漁業者等の責務）

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健（以下「教育等」という。）に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体（以下「教育関係者等」という。）は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体（以下「農林漁業者等」という。）は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

（食品関連事業者等の責務）

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体（以下「食品関連事業者等」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

（国民の責務）

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

（法制上の措置等）

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県(都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議)は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

（家庭における食育の推進）

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

（学校、保育所等における食育の推進）

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

（地域における食生活の改善のための取組の推進）

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

（食育推進運動の展開）

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四条 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五条 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六条 内閣府に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第十七号に掲げる事項に関する事務及び同条第三項第二十七号の三に掲げる事務を掌理するもの(次号において「食育担当大臣」という。)

二 食育担当大臣以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(内閣府設置法の一部改正)

第二条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第一項に次の一号を加える。

十七 食育の推進を図るための基本的な政策に関する事項

第四条第三項第二十七号の二の次に次の一号を加える。

二十七の三 食育推進基本計画(食育基本法(平成十七年法律第六十三号)第十六条第一項に規定するものをいう。)の作成及び推進に関すること。

第四十条第三項の表中「少子化社会対策会議 少子化社会対策基本法」を「食育推進会議 食育基本法 少子化社会対策会議 少子化社会対策基本法」に改める。

芦別市食育推進会議条例

(設置)

第1条 食育基本法(平成17年法律第63号。以下「法」という。)

第33条第1項の規定に基づき、芦別市食育推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 食育推進計画(法第18条第1項に規定する市町村食育推進計画をいう。以下同じ。)の作成に関する重要事項を調査し、及び審議すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 食育の推進に係る機関、団体等の長から推薦された者
- (3) 公募に応じた市民

3 委員は、食育推進計画の作成に関する重要事項の調査及び審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、会長が招集する。

2 推進会議は、委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係人の出席)

第6条 推進会議は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、保健福祉部健康推進課において行う。

(会長への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

芦別市食育推進会議委員名簿

| 役職等 | 氏名 | 所属団体等 | 区分 |
|-------|-----------------------------------|---------------------------------------|-------------|
| 会長 | 須藤 栄松 | 芦別市社会教育委員委員長 | 学識経験者 |
| 副会長 | 佐渡 志津子 | 芦別市農畜産物加工推進協議会 | 食育関係機関団体関係者 |
| 委員 | 篠永 敏明 | スターライトホテル総料理長 | 学識経験者 |
| | 荒木 則明 | 芦別商工会議所 | 食育関係機関団体関係者 |
| | 請川 勝也 | 芦別地方食品衛生協会 | 食育関係機関団体関係者 |
| | 坂本 恭司 | J A たきかわ芦別支店 | 食育関係機関団体関係者 |
| | 河瀬 博道 | 芦別市農業振興協議会 | 食育関係機関団体関係者 |
| | 山本 英幸 | 芦別食べよう会 | 食育関係機関団体関係者 |
| | 野崎 あけみ | 芦別生活学校連絡協議会 | 食育関係機関団体関係者 |
| | 西川 一孝 | (社)芦別市医師会 (前任期間：委嘱日から平成19年3月31日まで) | 医療関係者 |
| | 森 貞雄 | (社)芦別市医師会 (後任期間：平成19年4月5日から) | 医療関係者 |
| | 真田 利恵子 | (社)北海道栄養士会芦別地区栄養士会 | 栄養関係者 |
| | 小林 律子 | 芦別市食生活改善推進協議会 | 栄養関係者 |
| | 土田 雅満 | 芦別市校長会 | 教育関係者 |
| | 遠藤 均 | 芦別市PTA連合会 | 教育関係者 |
| | 村上 夕夏 | 学校法人市村学園 芦別みどり幼稚園 | 教育関係者 |
| | 齋藤 昭子 | 芦別高等学校 | 教育関係者 |
| | 齋木 達雄 | 学校法人土岐学園 北日本自動車工学専門学校 | 教育関係者 |
| | 半場 環 | 市民の代表 | 公 募 |
| | 山本 千津子 | 市民の代表 | 公 募 |
| 上野 乃美 | 市民の代表 (委嘱期間：委嘱日から平成19年5月31日まで) | 公 募 | |

芦別市食育推進計画庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 芦別市食育推進計画の作成に向けた調査及び検討を行うため、芦別市食育推進計画庁内検討委員会（以下「食育検討委員会」という。）を設置する。

(食育検討委員会の職務)

第2条 食育検討委員会は、次に掲げる事項について調査し、検討する。

- (1) 芦別市食育推進計画の作成に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 食育検討委員会は、食育に係る部局の課長及び係長並びにそれらの相当職にある者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 食育検討委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、保健福祉部健康推進課長とし、副会長は、会長が指名する者をもって充てる。

3 会長は、食育検討委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 食育検討委員会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要に応じて会議に関係職員を出席させることができる。

(報告)

第6条 食育検討委員会は、必要に応じて調査及び検討内容を庁議に報告するものとする。

(庶務)

第7条 食育検討委員会の庶務は、保健福祉部健康推進課で行う。

(実施細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、食育検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が食育検討委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年 7月26日から施行する。

芦別市食育推進計画庁内検討委員名簿

| 役職等 | 氏名 | 職名 |
|-------|---------------|--------------------|
| 会長 | 江上 明子 | 健康推進課長 |
| 副会長 | 平吹 克美 | 農林課長 |
| 委員 | 稲場 厚一 | 企画課長 |
| | 藤田 雅樹 | 企画課まちづくり推進係長 |
| | 森澤 滋 | 市民課長 |
| | 戸梶 彰慶 | 市民課生活交通係長 |
| | 桑山 高明 | 環境保険課長 |
| | 南 英樹 | 環境保険課国保係長 |
| | 齋藤 雅樹 | 介護保険課長 |
| | 本間 広子 | 介護保険課介護保険係長 |
| | 荒木 英理 | 福祉課長 |
| | 畠山 優喜 | 福祉課福祉係長 |
| | 桑嶋 正幸 | 児童課長 |
| | 吉岡 美智子 | 児童課子どもセンター保育園管理栄養士 |
| | 小川 政憲 | 商工振興課長 |
| | 内山 さゆり | 商工振興課商工労働係長 |
| | 高橋 克嘉 | 農林課農政係長 |
| | 福島 修史 | 学務課長 |
| | 高橋 俊之 | 学務課学務係長 |
| | 岩花 永喜 | 生涯学習課長 |
| | 津田 昭彦 | 生涯学習課生涯学習係長 |
| | 三浦 義廣 | 体育振興課長 |
| 佐藤 秀樹 | 体育振興課体育振興係長 | |
| 狩野 香織 | 給食センター管理係栄養教諭 | |

| | | |
|-----|--------|-----------------|
| 事務局 | 小川 和子 | 健康推進課健康推進係係長 |
| | 佐藤 勝美 | 健康推進課健康推進係主査 |
| | 小廣川 富絵 | 健康推進課健康推進係保健師 |
| | 金 布美子 | 健康推進課健康推進係管理栄養士 |

芦別市食育アンケート調査概要

1 調査目的

この調査は「食育基本法」及び「北海道食育推進行動計画」に則して、「芦別市食育推進計画（仮称）」を策定するにあたり、市民の食生活の実態や意識等を把握するために、アンケート調査及び結果の分析を行い、計画の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査地域

芦別市

3 調査対象

- (1) 市内保育所 2 か所・幼稚園 1 か所に通う乳幼児の保護者
- (2) 市内小学校 6 校に通う小学校 5・6 年生本人とその保護者
- (3) 市内中学校 2 校に通う中学校 2 年生本人とその保護者
- (4) 市内高校に通う高校 2 年生本人

4 調査方法

アンケート用紙の配布及び回収

| アンケート用紙配布・回収数内訳 | | | |
|-----------------|---------|---------|--------|
| 調査対象 | 配布数 | 回収数 | 回収率（％） |
| 乳幼児の保護者 | 3 1 1 | 2 2 2 | 7 1 |
| 小学校 5 年生本人 | 1 5 0 | 1 2 6 | 8 4 |
| 小学校 5 年生の保護者 | 1 5 0 | 1 2 8 | 8 5 |
| 小学校 6 年生本人 | 1 7 8 | 1 2 8 | 7 2 |
| 小学校 6 年生の保護者 | 1 7 8 | 1 3 0 | 7 3 |
| 中学校 2 年生本人 | 1 5 5 | 1 1 5 | 7 4 |
| 中学校 2 年生の保護者 | 1 5 5 | 1 1 1 | 7 2 |
| 高校 2 年生本人 | 1 7 7 | 1 6 4 | 9 3 |
| 計 | 1,4 5 4 | 1,1 2 4 | 7 7 % |

5 調査期間

平成 1 8 年 1 1 月 2 7 日（月）～ 1 2 月 4 日（月）

6 参考資料

- (1) 食育推進基本計画（平成 1 8 年 3 月）
- (2) 北海道食育推進行動計画（平成 1 7 年 1 2 月 北海道）
- (3) 平成 1 7 年度乳幼児栄養調査結果の概要（平成 1 8 年 6 月 厚生労働省）
- (4) 芦別市次世代育成支援に関するニーズ調査
- (5) 平成 1 8 年度食育白書

用語解説

「栄養教諭制度」

食生活を取り巻く社会環境が大きく変化し、食生活の多様化が進む中で、朝食をとらない子どもの食生活の乱れが指摘されており、子どもが将来にわたって健康に生活していけるよう、栄養や食事のとり方などについて正しい知識に基づいて自ら判断し、食をコントロールしていく「食の自己管理能力」や「望ましい食習慣」を子どもたちに見につけさせることが必要になっている。

このため、食に関する指導と学校給食の管理を一体に行い、学校の食育の推進において中核的な役割を担う「栄養教諭」制度が創設され、平成17年度から開始された。

「郷土料理」

その地域に特有の料理。特産物を材料にしたり、伝統的な調理法を用いたりするもの。ここでは、芦別ならではの料理の意。

「グリーンツーリズム」

都市をはじめとした地域外の人々が農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動をいう。

「孤食」

家族が異なった時間に一人で食事をとること。

「個食」

一人ひとり違った料理をとること。

「食事バランスガイド」

平成17年6月に、「食生活指針」を具体的な行動に移すためのものとして、厚生労働省と農林水産省が策定したもの。望ましい食事のとり方やおよその量がわかりやすくイラストで示されている。

「食生活改善推進員」

「私たちの健康は私たちの手で」の精神にのっとり、各市町村で活動しているボランティア組織。自治体の養成講座を修了し、正しい知識と技術を持って、自らよりよい健康生活の実践者となり、そのうえで地域の住民参加を促し、継続的に食生活改善を中心とする活動を進めている。昭和45年に全国組織が発足し、北海道食生活改善推進協議会は、昭和46年に組織された。

「食生活指針」

10項目から構成される食生活に関する基本的な指針、平成12年3月、当時の文部省、厚生省、農林水産省が、国民の健康の増進、生活の質の向上及び食料の安定供給の確保を図るために策定したもの。

「生活習慣病」

高血圧症・脳血管疾患・心疾患などの循環器系の疾患や、悪性新生物(がん)・糖尿病など、生活習慣の改善によりある程度予防することができる疾患の総称。

「地産地消」

「地場生産 - 地場消費」を略した言葉で、「地元でとれた生産物を地元で消費する」という意味で使われている。消費者の食材に対する安全・安心志向の高まりを背景に、消費者と生産者の相互理解を深める取組として期待されており、全国的に取組事例が増加している。

「特産品」

特にその土地や地方で産出する品。ここでは、芦別ならではの農作物などの意。

「中食(なかしょく)」

スーパーやコンビニエンスストアなどで調理済みの料理を買ってきて、家や戸外で食べること。